

令和 5 年度
福岡市医療的ケアが必要な方の受入実態調査
結果報告書

令和 5 年 12 月
福 岡 市

目次

1. 調査の概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 調査対象	1
(3) 調査基準日	1
(4) 調査期間	1
(5) 調査方法	1
(6) 回収状況	1
(7) 本調査における医療的ケア	2
(8) 調査結果の表示方法	2
2. 調査結果	3
(1) 定量調査	3
(2) ヒアリング調査	25
3. 調査票	27

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

医療的ケアが必要な方など障がいの程度が重い方を受け入れる事業所のサービスニーズの高まりを受け、事業所における受入実態を調査し、課題の把握を行う。

(2) 調査対象

令和5年8月1日時点において、福岡市内で生活介護、短期入所、共同生活援助、日中一時支援事業を行う 409 事業所。

- ・生活介護 : 103 事業所
- ・短期入所 : 115 事業所
- ・共同生活援助 : 177 事業所
- ・日中一時支援 : 81 事業所

※1事業所が複数サービスを行う場合があるため、事業所数は各サービスの合計とは一致しない。

(3) 調査基準日

令和5年 8 月1日(火曜日)

(4) 調査期間

令和5年 9 月 20 日(水曜日)から同年 12 月 22 日(水曜日)まで

(5) 調査方法

- A. メール調査 (調査票データを送付し、メール等で回収)
- B. 訪問調査 (ヒアリング:メール調査で回答のあった事業所のうち、10 事業所)

(6) 回収状況

サービス種別	対象事業所	回収数	回収率
生活介護	103	94	91.3%
短期入所	114	86	75.4%
共同生活支援	177	138	78.0%
日中一時支援	79	58	73.4%
合 計	473	376	79.5%
事業所数	408	318	77.9%

※基準日以降に廃止等している事業所があるため、対象事業所数は(2)調査対象と一致しない場合がある。

(7)本調査における「医療的ケアが必要な方」とは

- ・人工呼吸器(鼻マスク式)補助換気法
- ・ハイフローセラピー(ネーザルハイフロー)間歇的陽圧吸入法
- ・排痰補助装置(カフアシストやコンフォートカフ等)
- ・高頻度胸壁振動装置(スマートベスト等))
- ・気管切開の管理
- ・鼻咽頭エアウェイの管理
- ・酸素療法
- ・吸引(口鼻腔内、気管内)
- ・ネブライザーの管理
- ・経管栄養
(経鼻胃管、胃ろう、経鼻腸管、経胃ろう腸管、腸ろう、食道ろう、持続経管注入ポンプ使用)
- ・中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等)
- ・皮下注射(インスリン、麻薬等の注射含む、持続皮下注射ポンプの使用)
- ・血糖管理(定時血糖測定、持続血糖測定、埋め込み式血糖測定)
- ・継続的な透析(血液透析、腹膜透析)
- ・導尿(間欠的導尿、持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱ろう、腎ろう、尿路ストーマ))
- ・排便管理(消化管ストーマ、摘便、洗腸、浣腸)
- ・痙攣時の対応(座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置)

(8)調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答数を基数とした百分率(%)で示す。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合がある。
- ・回答肢「その他」については、回答の割合が 10%以上となっている場合を目安に主な意見を記載しています。

2. 調査結果

(1) 定量調査

※【 】内に回答対象を記載

【全事業所】

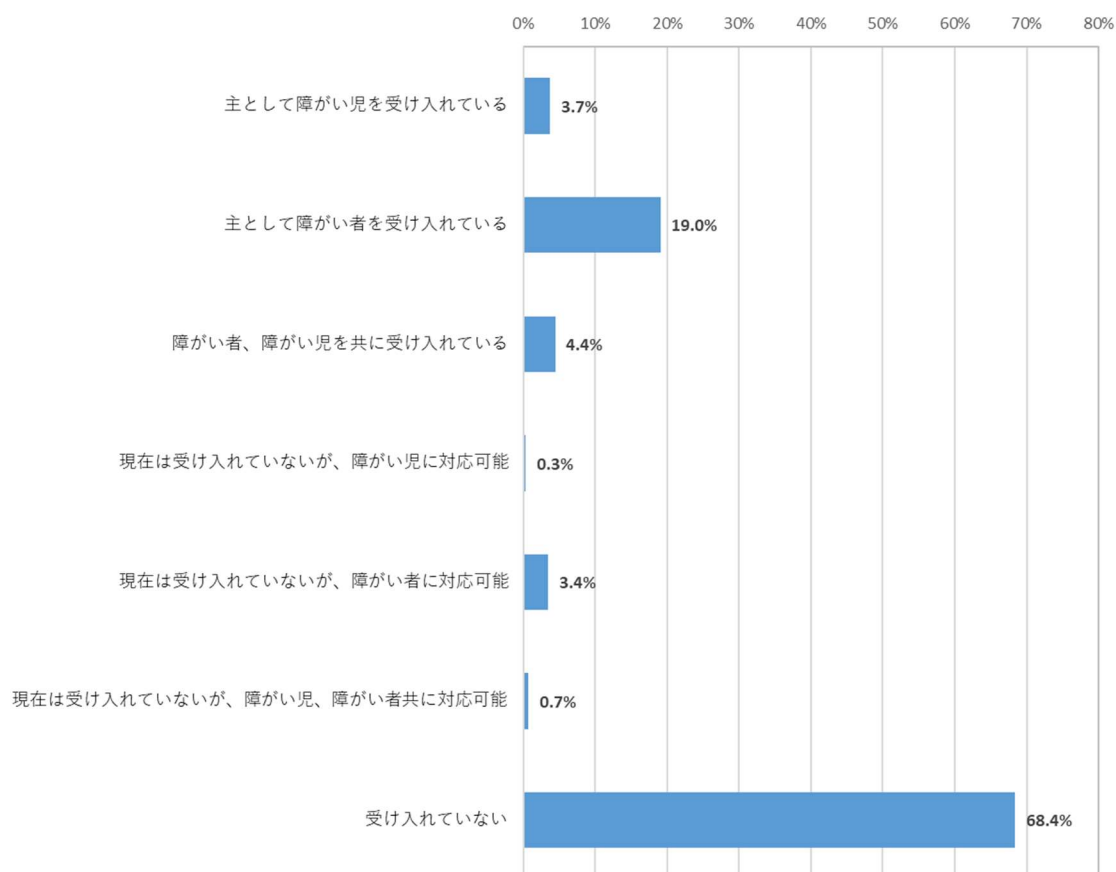
問1. 事業所情報 ※1.(6)回収状況を再掲

サービス種別	対象事業所	回収数	回収率
生活介護	103	94	91.3%
短期入所	114	86	75.4%
共同生活支援	177	138	78.0%
日中一時支援	79	58	73.4%
合 計	473	376	79.5%
事業所数	408	318	77.9%

問2. 医療的ケアが必要な方(児・者)の受入れ状況利用実績(最も当てはまるものを一つ選択・全事業所回答)

「受け入れていない」の割合が 68.4%と最も高く、次いで「主として障がい者を受け入れている」の割合が 19.0%となっています。

「主として障がい者を受け入れている」を回答した事業所のうち、サービスごとの回答数は、生活介護 35、短期入所 16、共同生活援助 20、日中一時支援 10 となっています。

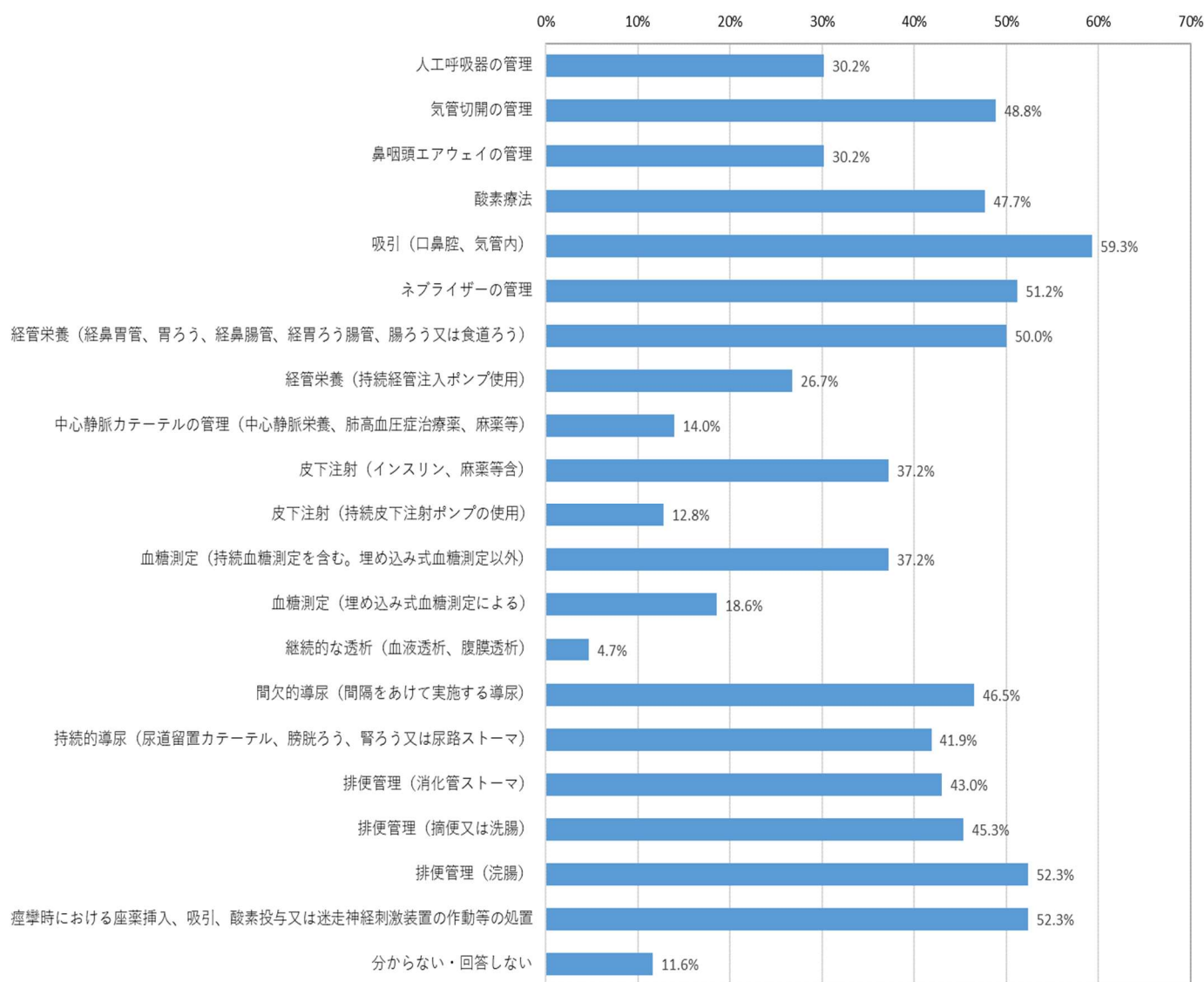


回答数 294(生活介護 94、短期入所 85、共同生活援助 138、日中一時支援 58)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問3. 事業所で対応可能な医療的ケアの状況(複数選択可・医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所回答)

「吸引(口鼻腔、気管内)」の割合が 59.3%と最も高く、次いで「排便管理(浣腸)」、「痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置」の割合が 46.9%となっています。



回答数 86(生活介護 45、短期入所 29、共同生活援助 20、日中一時支援 30)

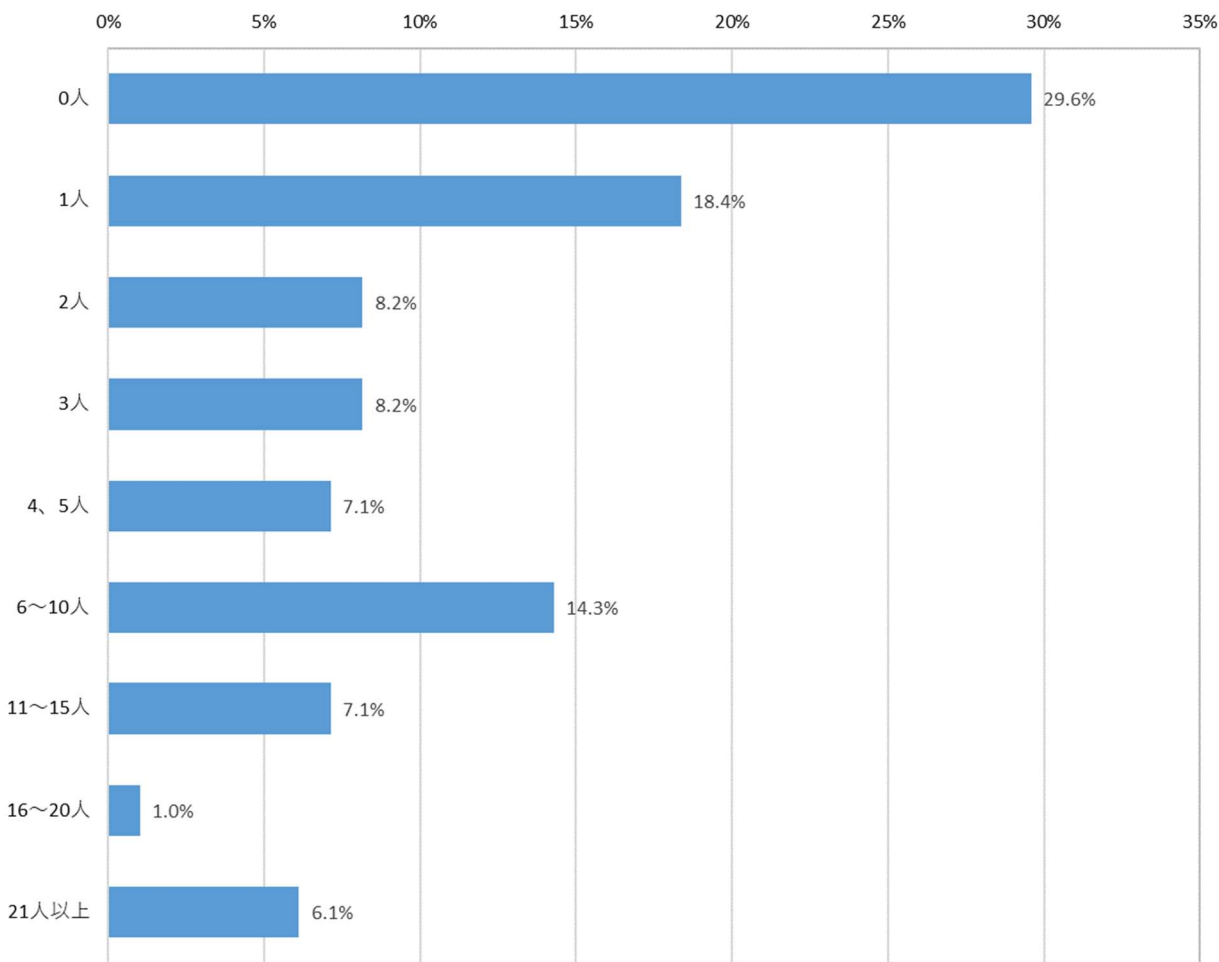
※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問4. 医療的ケアが必要な方の人数(最も当てはまるものを一つ選択・令和5年8月サービス提供における実人数を回答)

「0人」の割合が 29.6%と最も高く、次いで「1人」の割合が 18.4%、「6～10 人」の割合が 14.3%となっています。

- 令和5年8月において医療的ケアが必要な方の利用実績ある事業所について、
- ・共同生活援助は 1～3 人を受け入れる事業所が占める割合が高い。
 - ・生活介護は1～5人を受け入れる事業所の占める割合と 6 人以上を受け入れる事業所の占める割合は同程度。
 - ・短期入所及び日中一時支援は 16 人以上を受け入れる事業所の占める割合が高い。

※共同生活援助の定員は原則 10 人以下。
 生活介護は同一人が定期的に利用。
 短期入所及び日中一時支援はサービスの性質上、複数の利用者が短期間での利用。



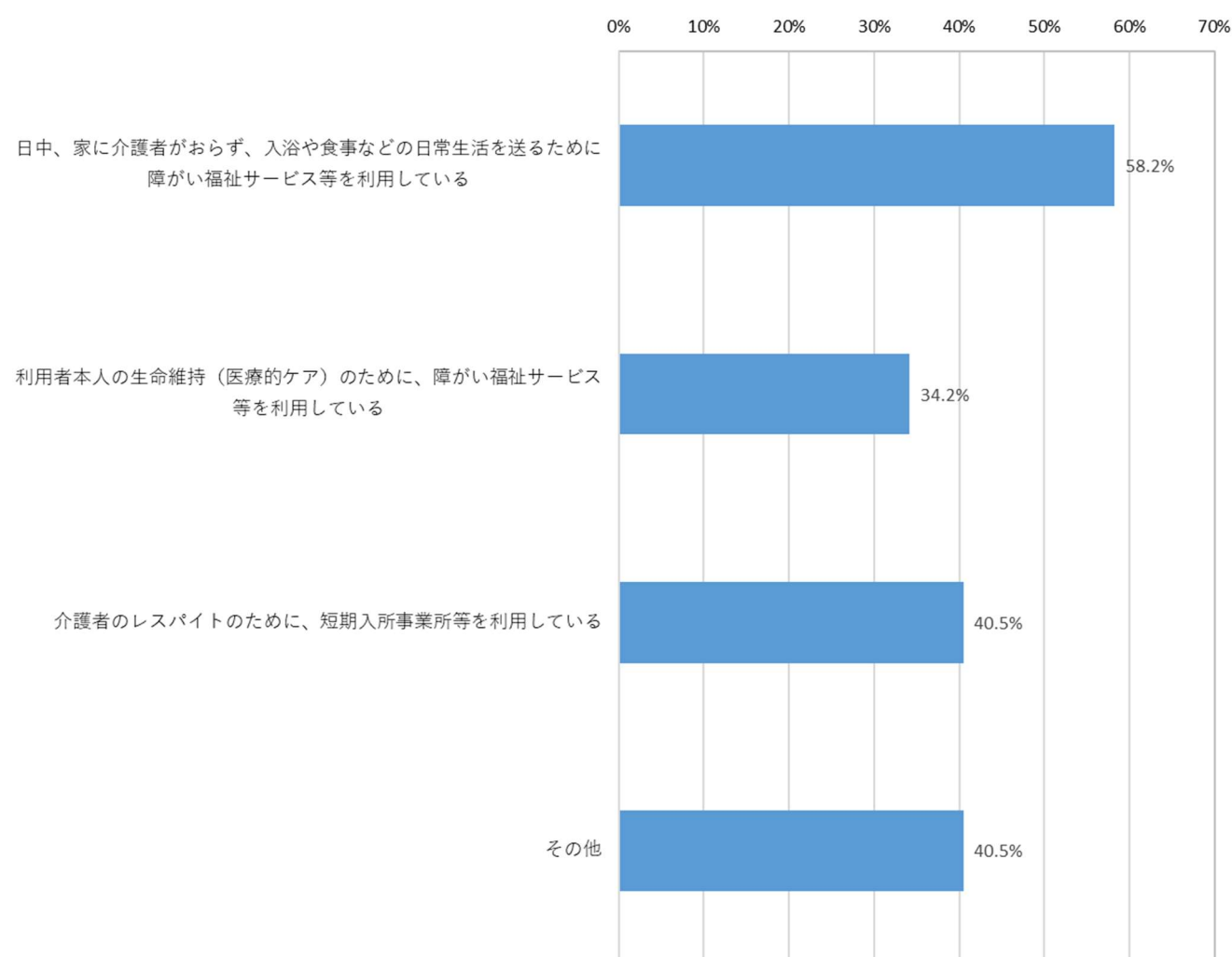
回答数 98(生活介護 47、短期入所 31、共同生活援助 28、日中一時支援 31)
 ※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問5. 医療的ケアが必要な方はどのような目的で事業所を利用しているか。(複数選択可・医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所)

「日中、家に介護者がおらず、入浴や食事などの日常生活を送るために障がい福祉サービス等を利用している」の割合が 58.2%と最も高くなっています。

生活介護は「日中、家に介護者がおらず、入浴や食事などの日常生活を送るために障がい福祉サービス等を利用している」、「利用者本人の生命維持(医療的ケア)のために、障がい福祉サービス等を利用している」の回答率が高い。

短期入所及び日中一時支援は「介護者のレスパイトのために、短期入所事業所等を利用している」の回答率が高い。



回答数 79(生活介護 44、短期入所 26、共同生活援助 17、日中一時支援 27)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

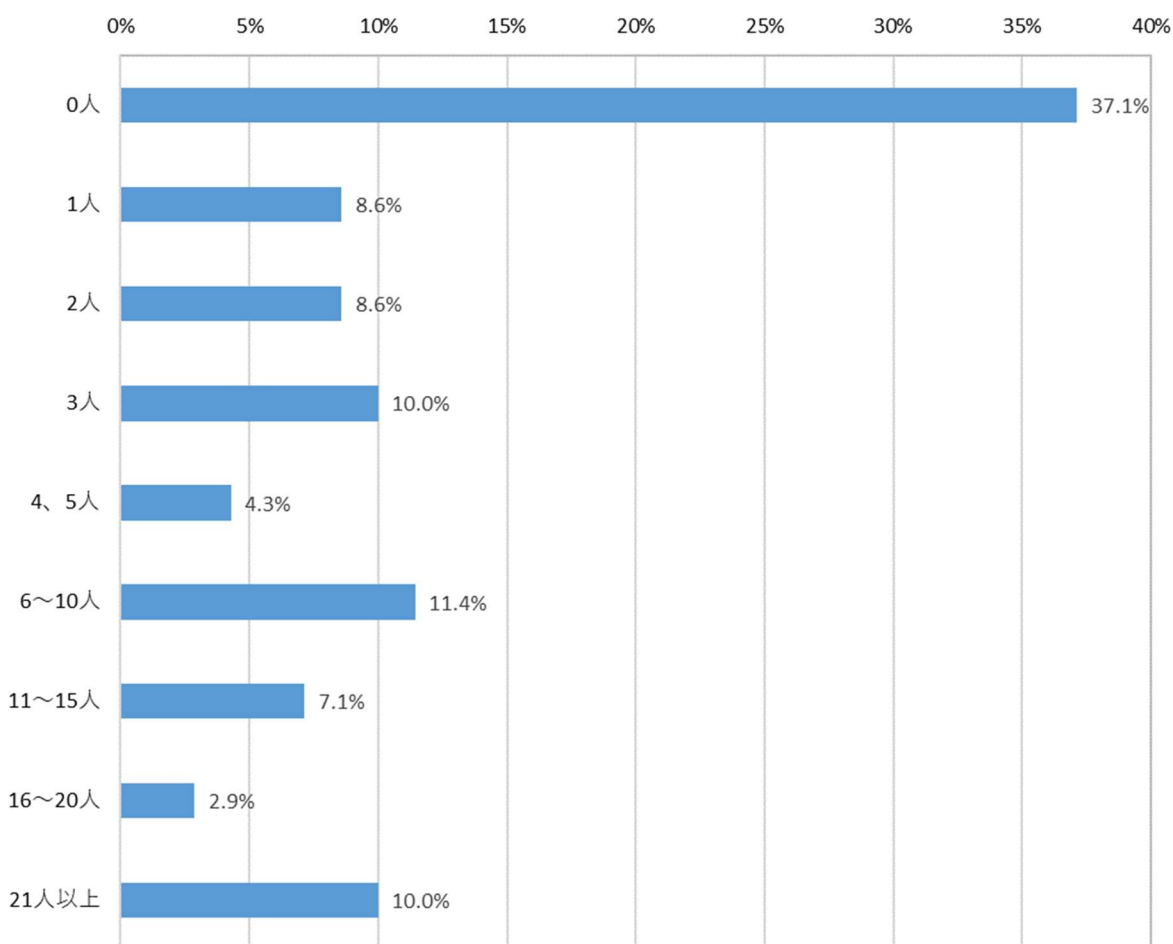
問6. 医療的ケアが必要な利用者のうち、重症心身障がいの方(最も当てはまるものを一つ
選択・医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所)

「0人」の割合が 37.1%と最も高く、次いで「6～10 人」の割合が 11.4%となっています。

回答があった事業所のうち、
生活介護で重症心身障がいの方を受け入れていると回答があったのは 27 事業所で、受入者 1～5 人が 12 事業所、5～15人が 9 事業所、16人以上が 6 事業所であった。

短期入所で重症心身障がいの方を受け入れていると回答があったのは 19 事業所、
日中一時支援で重症心身障がいの方を受け入れていると回答があったのは 18 事業所であった。

共同生活援助で重症心身障がいの方を受け入れていると回答があったのは4事業所でうち、3事業所は1人、1事業所は 11～15 人を受け入れている。

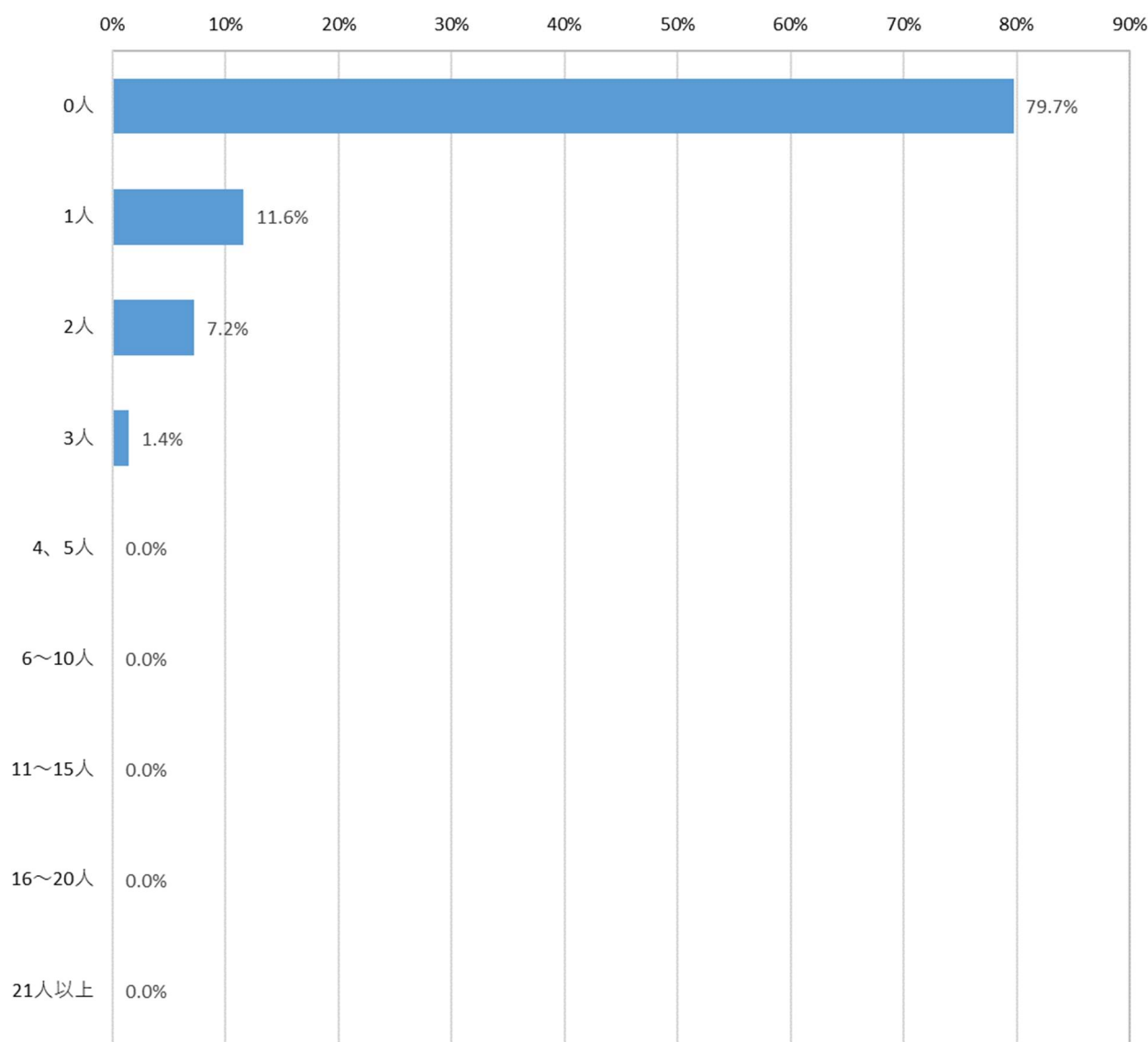


回答数 70(生活介護 36、短期入所 26、共同生活援助 17、日中一時支援 22)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問7. 利用者のうち、職員の補助なく自分で医療的ケアができる方(最も当てはまるものを一つ選択・医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所)

「0人」の割合が 79.7%と最も高く、次いで「1 人」の割合が 11.6%となっています。
ほとんどの事業所で利用者の医療的ケアは職員が補助しなければならないとの回答であったが、共同生活援助で回答があった 16 事業所のうち、10 事業所は自ら医療的ケアを行うことができる利用者の受入れを行っているとの回答であった。



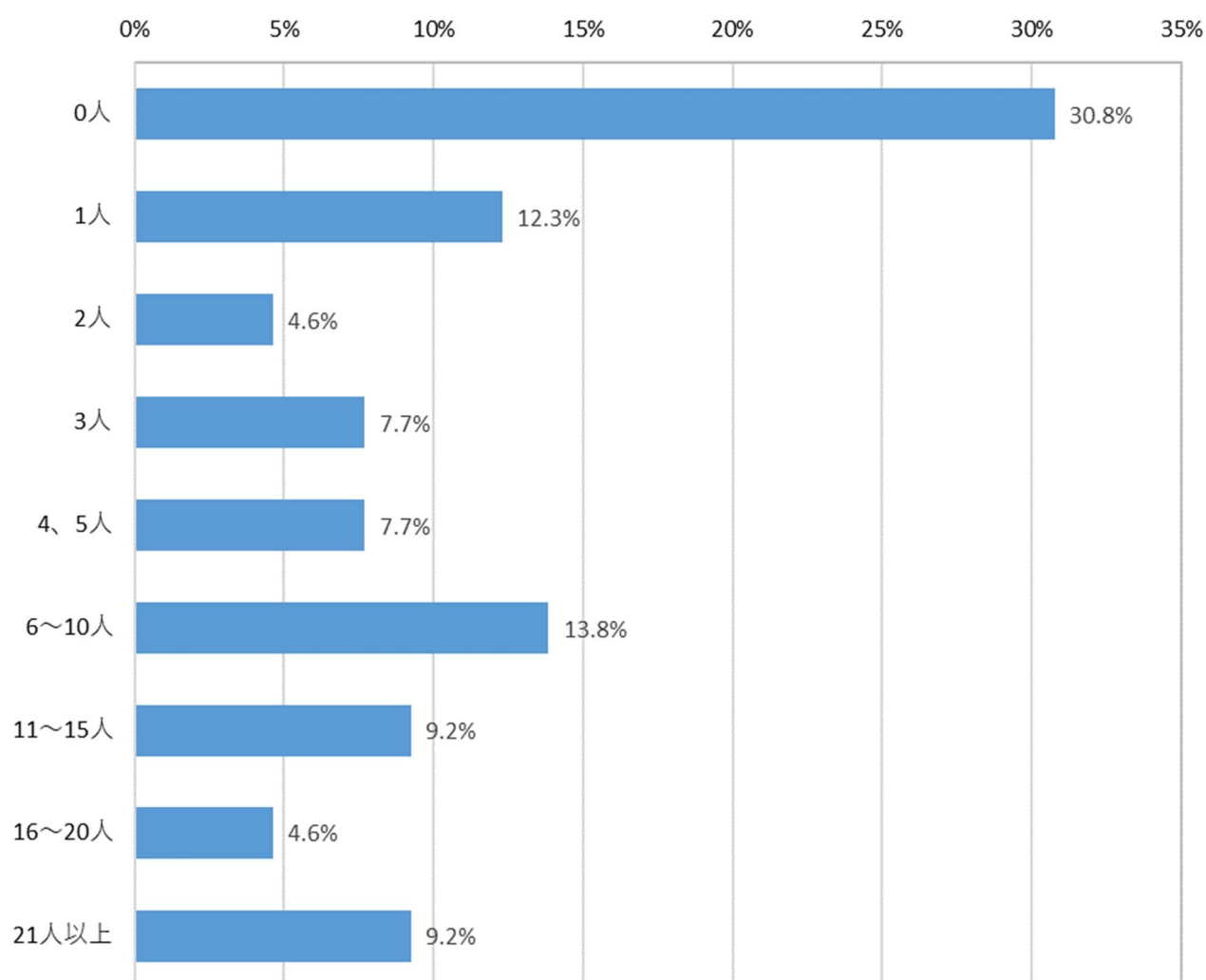
回答数 69(生活介護 36、短期入所 25、共同生活援助 16、日中一時支援 23)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問8. 利用者自身では医療的ケアが必要な時に申し出ることができず、職員が利用者の状態を常時観察する必要がある利用者(最も当てはまるものを一つ選択・医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所)

「0人」の割合が 24.6%と最も高く、次いで「6～10 人」の割合が 13.0%となっています。

回答があった事業所のうち、共同生活援助を除いては、大部分の事業所で、職員が常時観察する必要がある利用者の受入れを行っているとの回答であった。



回答数 65(生活介護 34、短期入所 25、共同生活援助 14、日中一時支援 22)

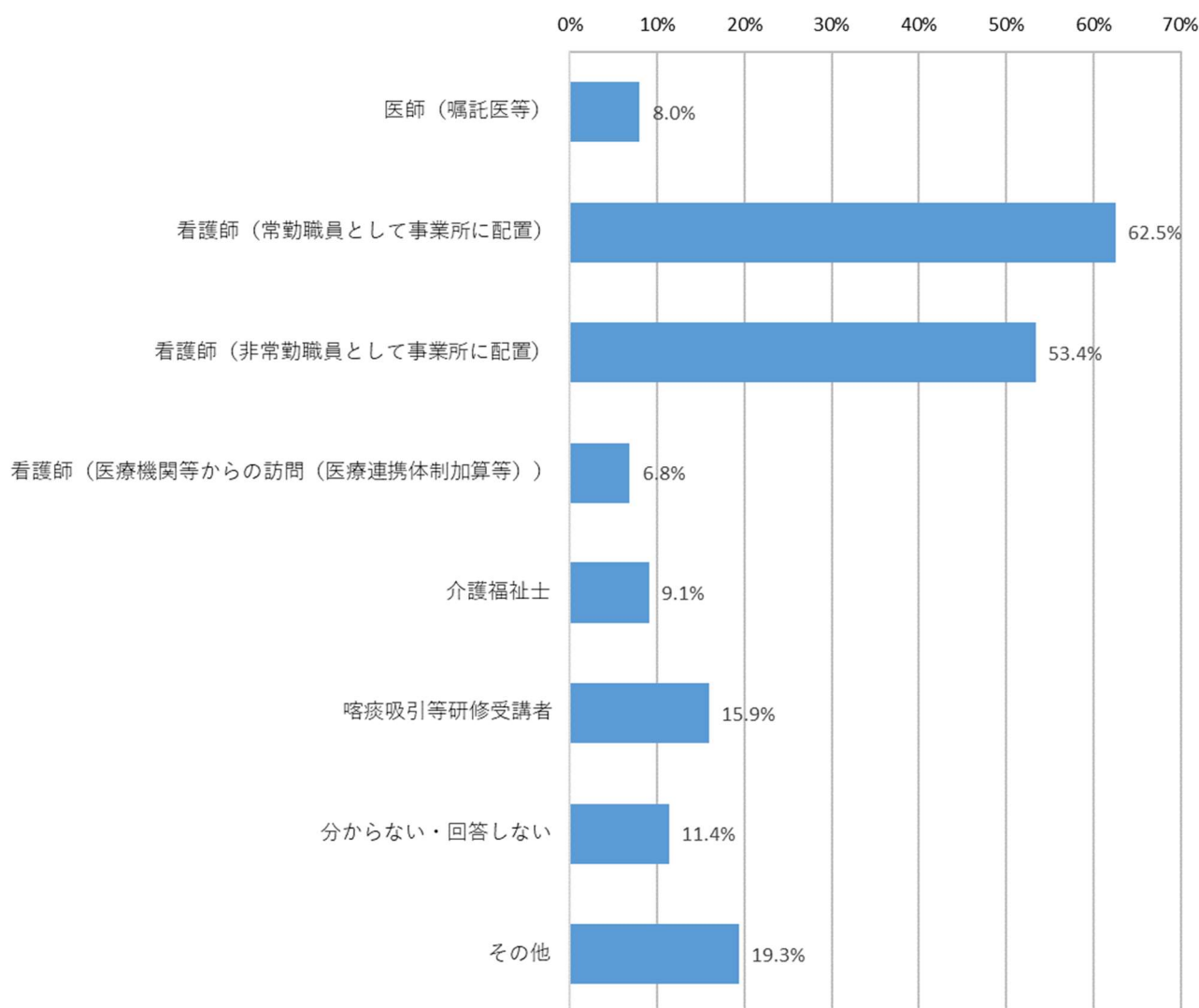
※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問9. 医療的ケアを実施している職員(複数選択可・医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所)

「看護師(常勤職員として事業所に配置)」の割合が 62.5%と最も高く、次いで「看護師(非常勤職員として事業所に配置)」の割合が 53.4%となっています。

ほとんどの事業所で、医療的ケアは医師や看護師などの医療専門職員が実施しているという回答であった。

介護福祉士や喀痰吸引等研修受講者が医療的ケアを実施していると回答した事業所は 88 事業所うち、13 事業所であった。



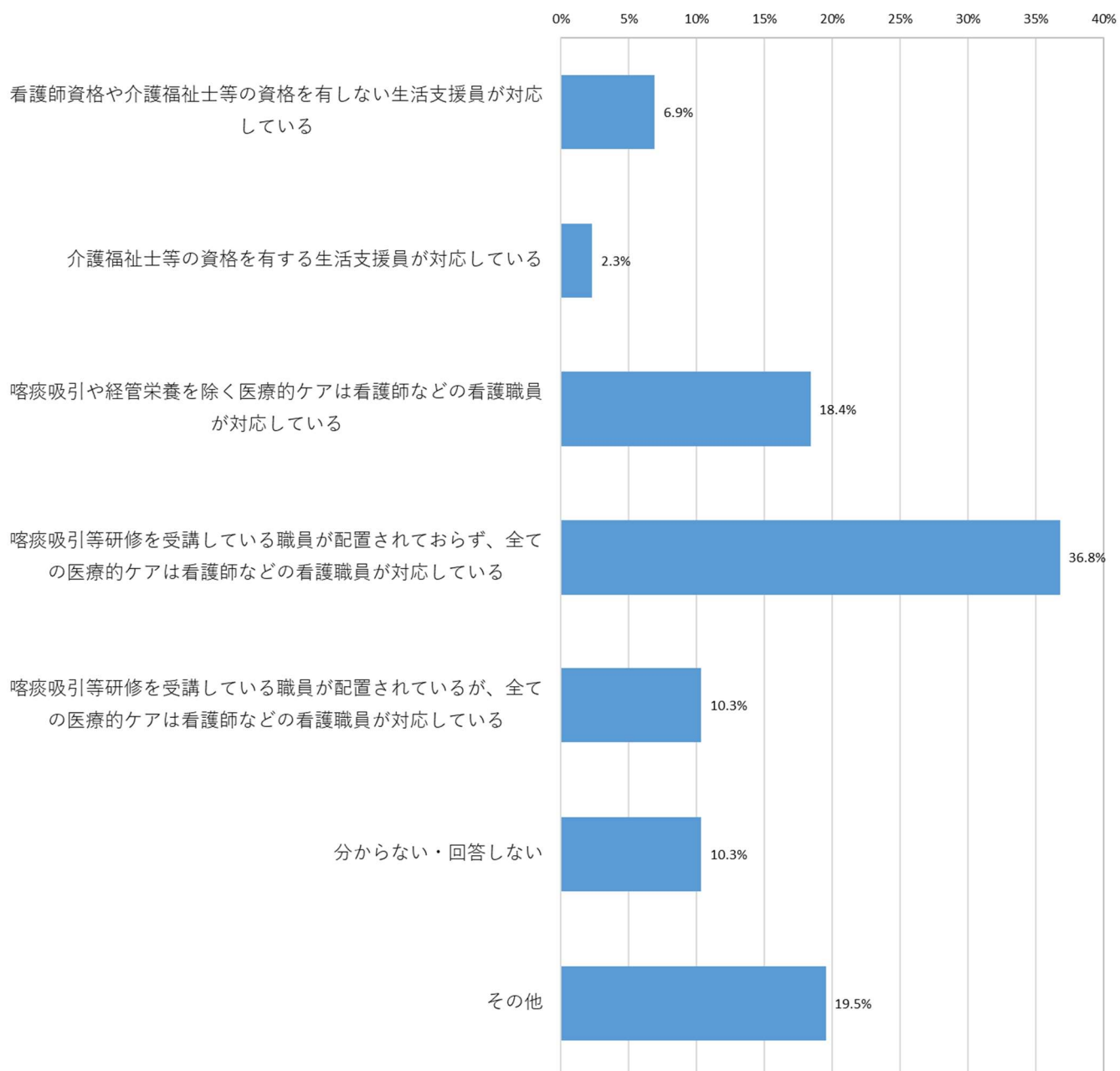
回答数 88(生活介護 46、短期入所 30、共同生活援助 21、日中一時支援 28)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問 10. 医療的ケアを実施している職員の対応状況(最も当てはまるものを一つ選択・医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所)

「喀痰吸引等研修を受講している職員が配置されておらず、全ての医療的ケアは看護師などの看護職員が対応している」の割合が 36.8%と最も高くなっています。

ほとんどの事業所で、医療的ケアについては看護師などの看護職員が対応しているとの回答であった。



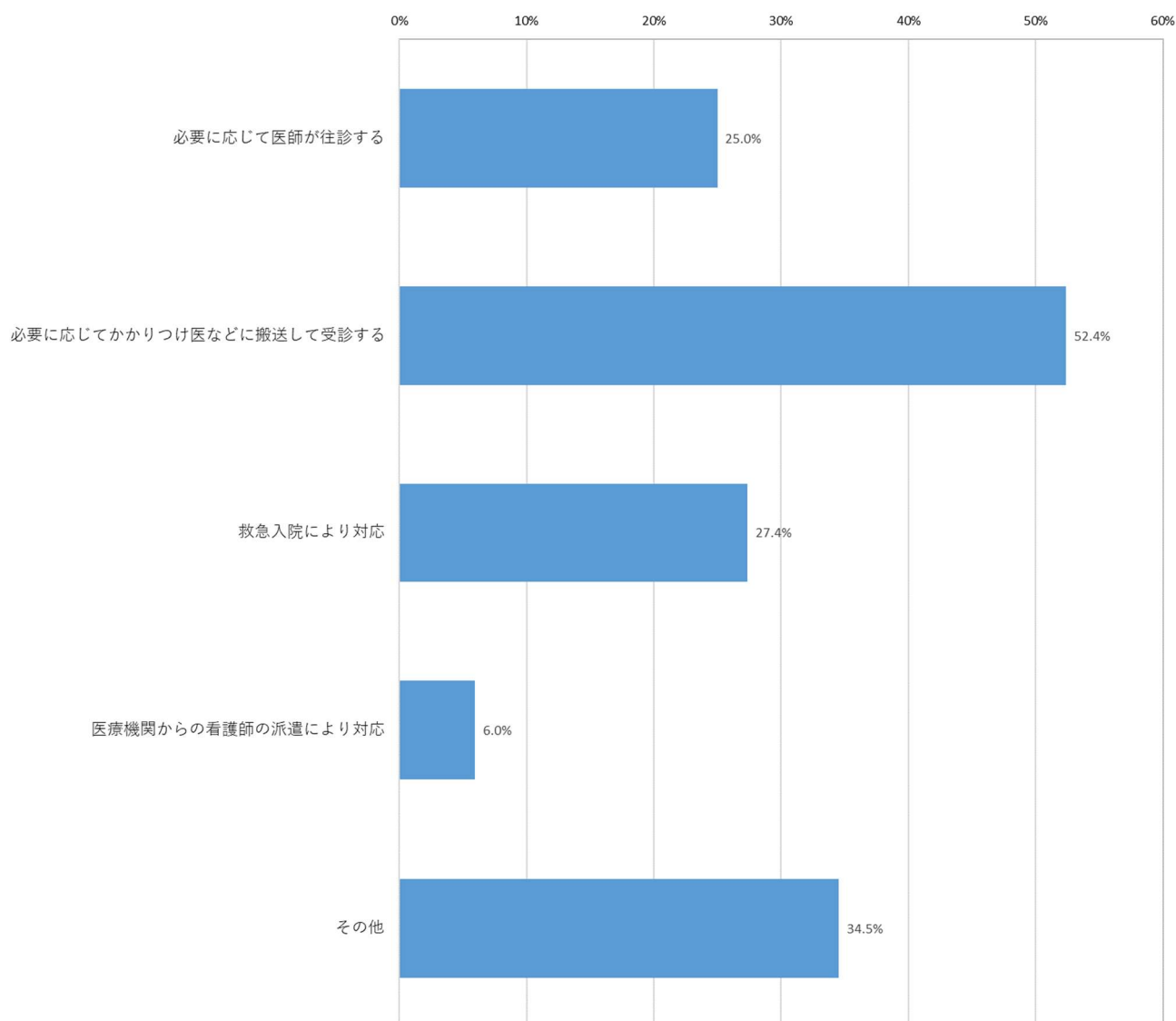
回答数 87(生活介護 45、短期入所 30、共同生活援助 21、日中一時支援 28)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問11. 医療的ケアが必要な方を受け入れるにあたって、医療機関との連携が取れているか
(複数選択可・医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所)

「必要に応じてかかりつけ医などに搬送して受診する」の割合が 52.4%と最も高くなっています。

「その他」としては、「医師の指示書により対応」や「必要に応じて訪問看護を利用」などの回答があった。

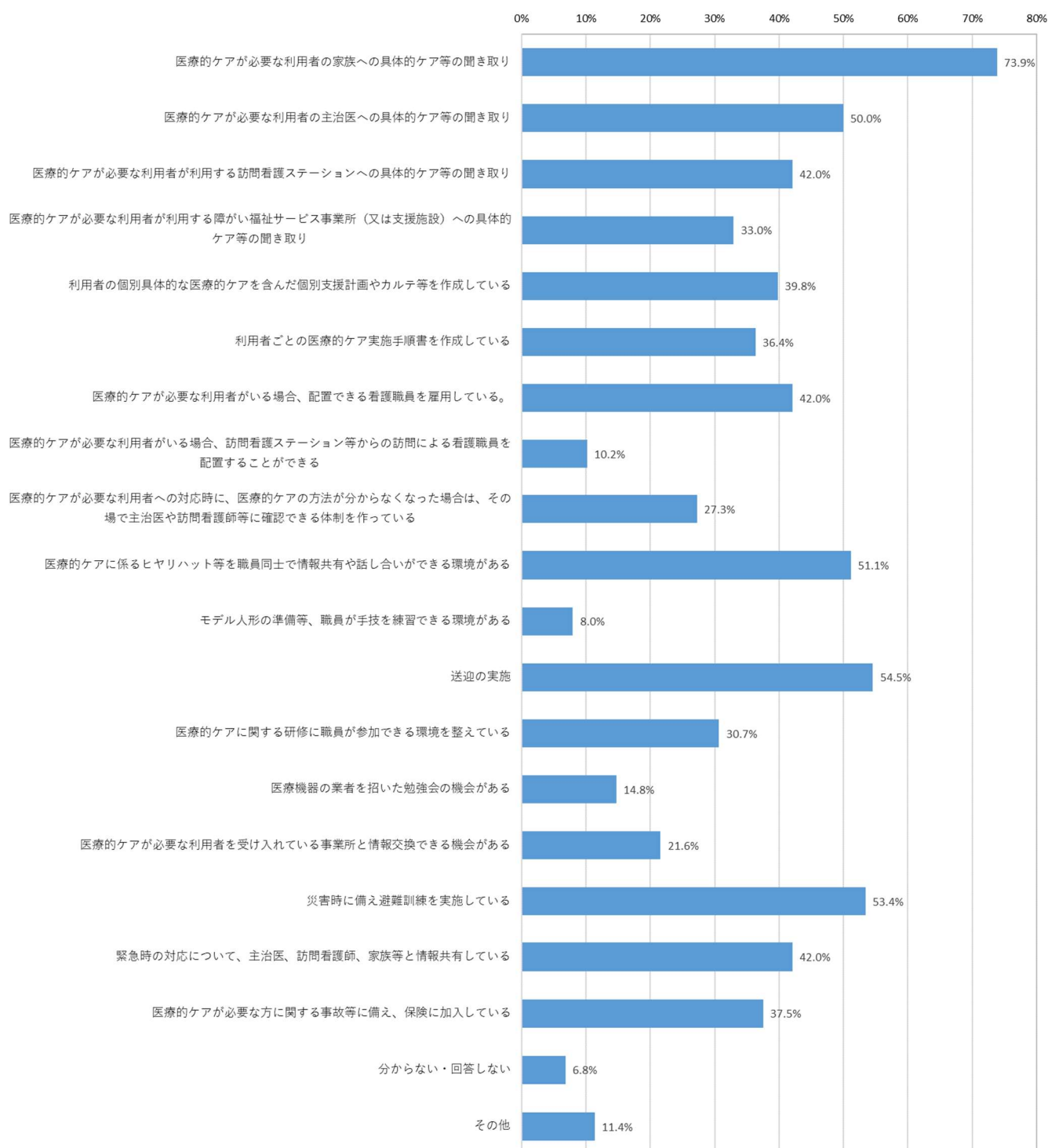


回答数 84(生活介護 45、短期入所 29、共同生活援助 20、日中一時支援 27)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問12. 医療的ケアの提供にあたり工夫していること(複数選択可・医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所)

「医療的ケアが必要な利用者の家族への具体的ケア等の聞き取り」の割合が 73.9%と最も高く、次いで「送迎の実施」の割合が 54.5%、「災害時に備え避難訓練を実施している」の割合が 53.4%となっています。

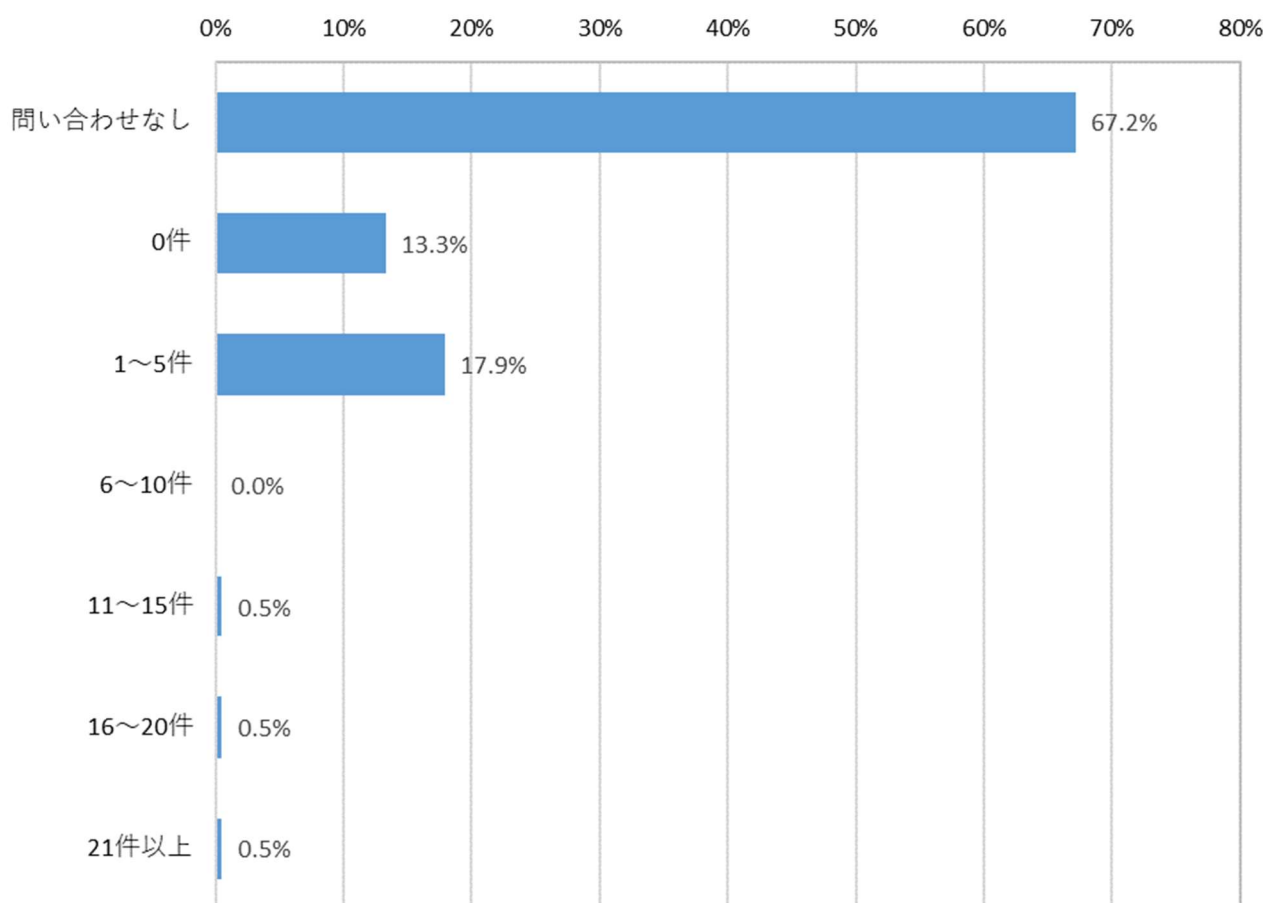


回答数 88(生活介護 45、短期入所 30、共同生活援助 23、日中一時支援 27)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問13. 令和4年度における医療的ケアが必要な方、重要心身障がい児・者の利用お断りの件数(最も当てはまるものを一つ選択・全事業所)

「問い合わせなし」の割合が 67.2%と最も高く、次いで「1～5 件」の割合が 17.9%となっています。



回答数 195(生活介護 71、短期入所 62、共同生活援助 76、日中一時支援 46)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

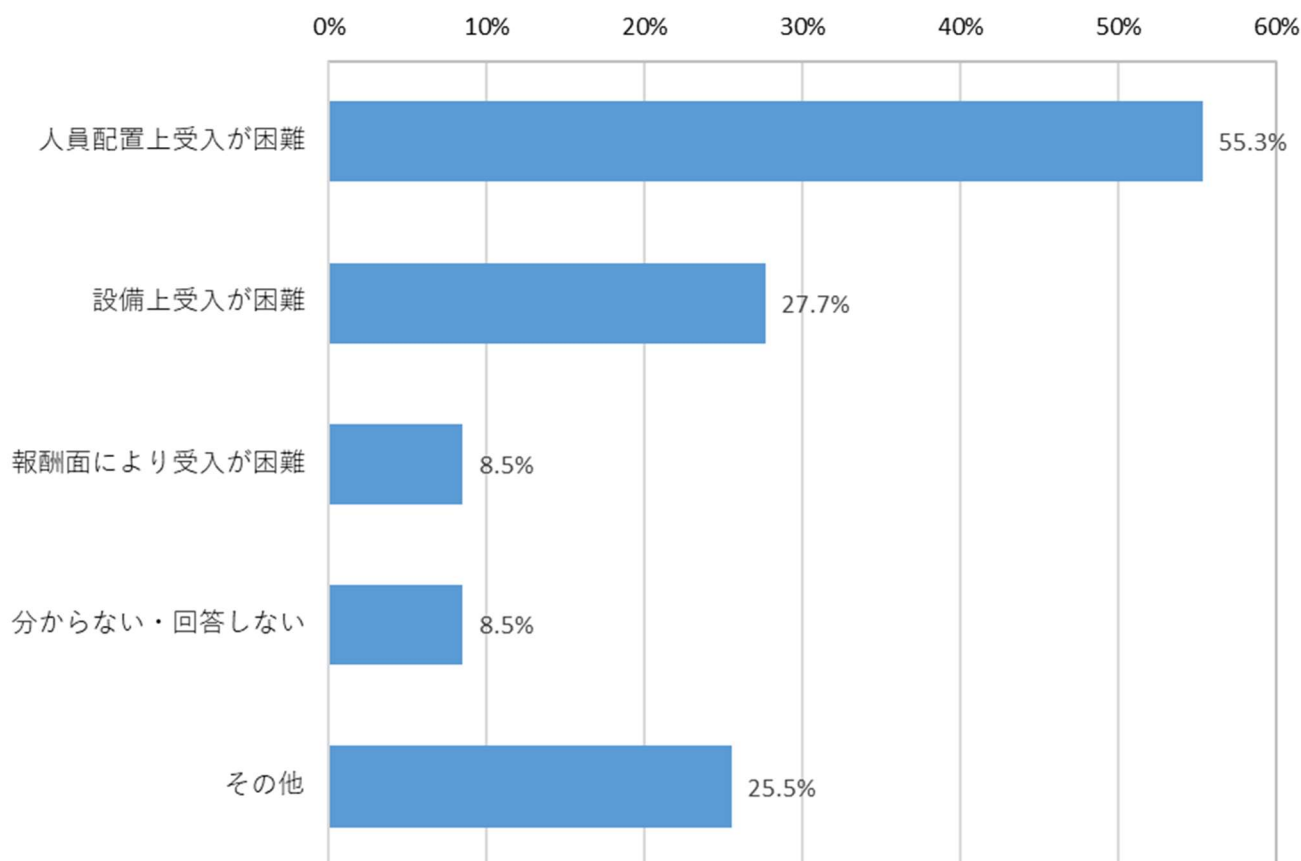
〈参考〉医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所の内訳

	生活介護	短期入所	共同生活援助	日中一時支援
問い合わせ無し、お断り無し	22	13	19	17
お断り1～5件	15	11	2	7
お断り6～10件	0	0	0	0
お断り11～15件	1	1	0	0
お断り16～20件	0	1	0	0
お断り21件以上	1	1	0	1
合計	39	27	21	25

※ 1 事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問14. 利用を断った主な理由(最も当てはまるものを一つ選択・全事業所)

「人員配置上受入が困難」の割合が 55.3%と最も高くなっています。
「その他」としては、「満床」や「新型コロナウイルス感染症まん延防止のため」などの回答があった。



〈参考〉医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所の内訳

	生活介護	短期入所	共同生活援助	日中一時支援
人員配置上	15	10	6	6
設備上	8	3	3	4
報酬面	3	0	0	3
分からない	1	0	3	0
その他	8	7	0	3
合計	35	20	12	16

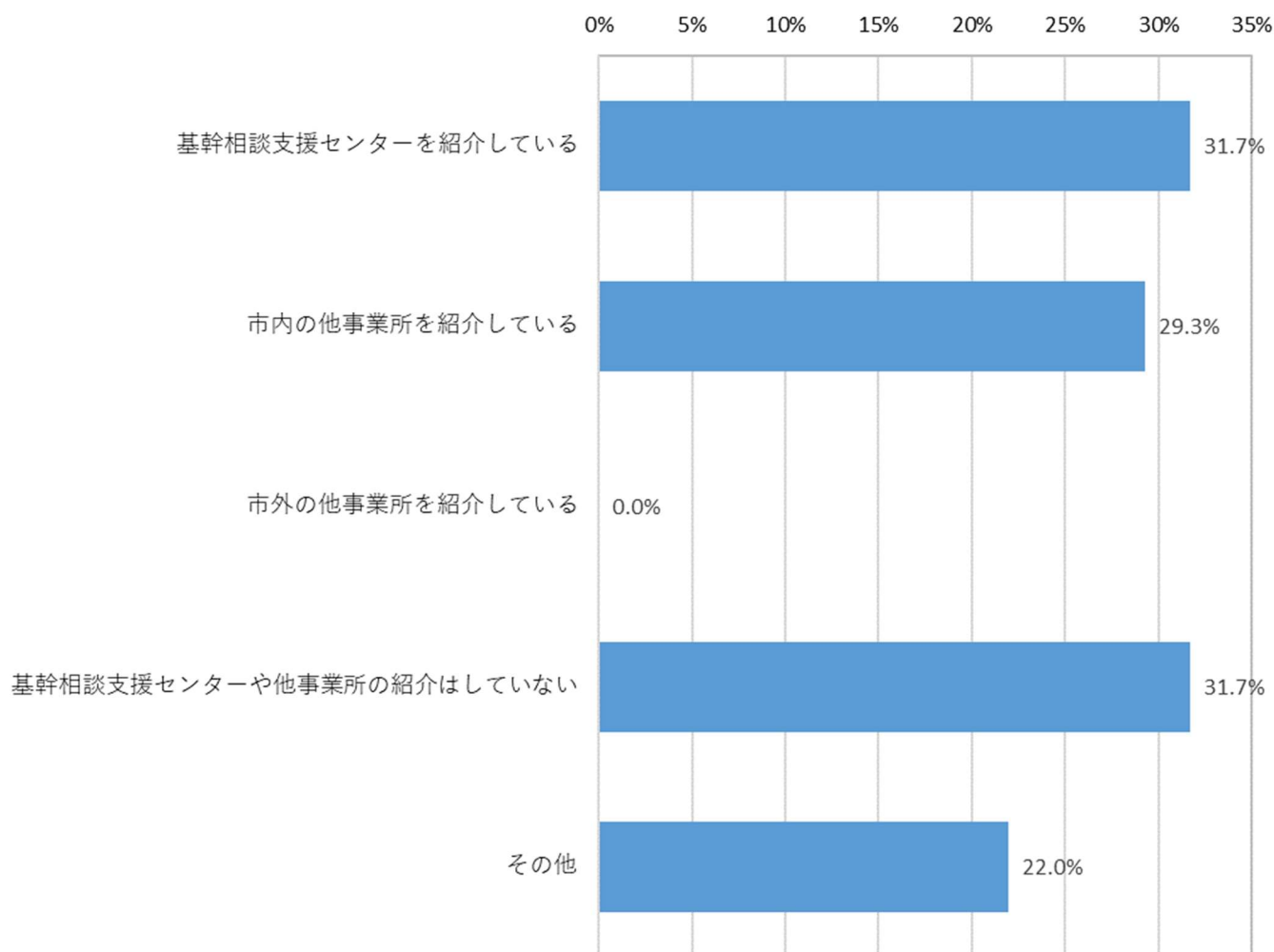
回答数 47(生活介護 26、短期入所 23、共同生活援助 23、日中一時支援 11)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問15. 利用を断った際の対応(複数選択可・全事業所)

「基幹相談支援センターや他事業所の紹介はしていない」の割合が 32.5%と最も高くなっています。

「その他」としては、「別日での利用調整」や「相談支援事業所からの相談の段階でのお断りであったため、他事業所などの紹介はしていない」との回答があった。

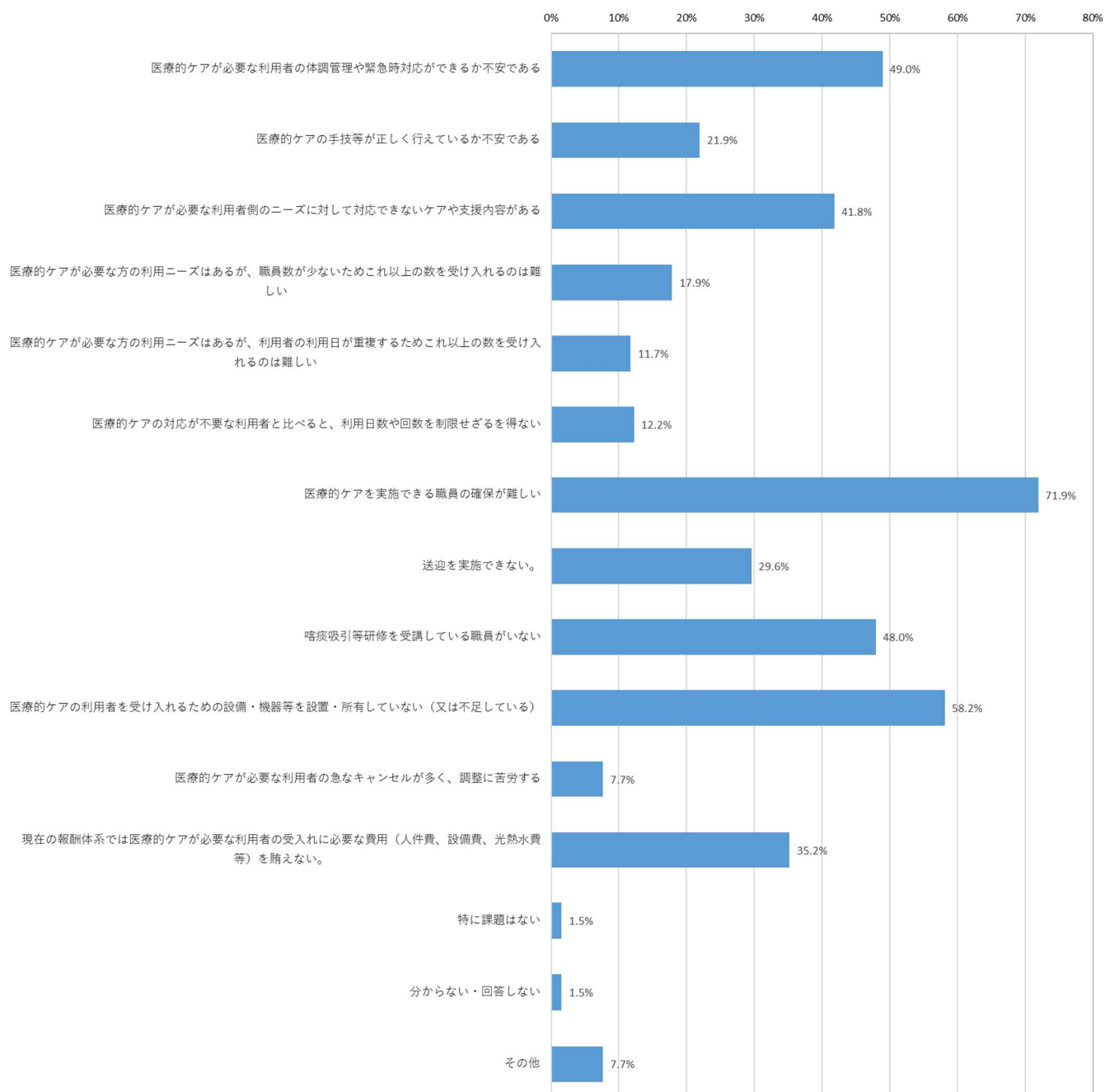


回答数 41(生活介護 24、短期入所 23、共同生活援助 7、日中一時支援 10)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問16. 医療的ケアを提供する上での課題(複数選択可・全事業所)

「医療的ケアを実施できる職員の確保が難しい」の割合が 71.9%と最も高く、次いで「医療的ケアの利用者を受け入れるための設備・機器等を設置・所有していない(又は不足している)」の割合が 58.2%となっています。

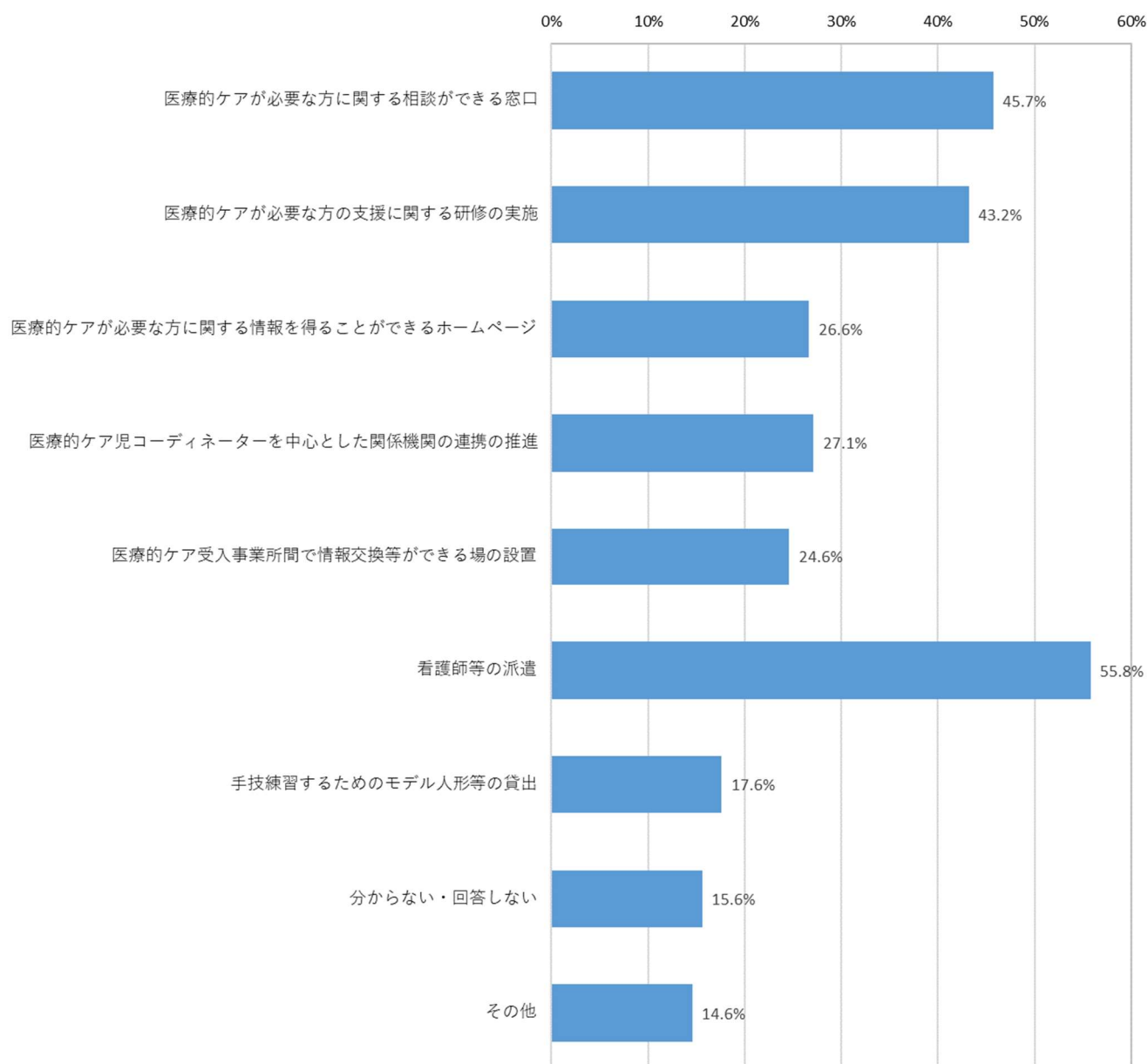


回答数 196(生活介護 72、短期入所 65、共同生活援助 76、日中一時支援 46)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問17. 医療的ケアが必要な方を受け入れる事業所が増えるために行政において必要な取り組み(複数選択可・全事業所)

「看護師等の派遣」の割合が 55.8%と最も高く、次いで「医療的ケアが必要な方に関する相談ができる窓口」の割合が 45.7%となっています。



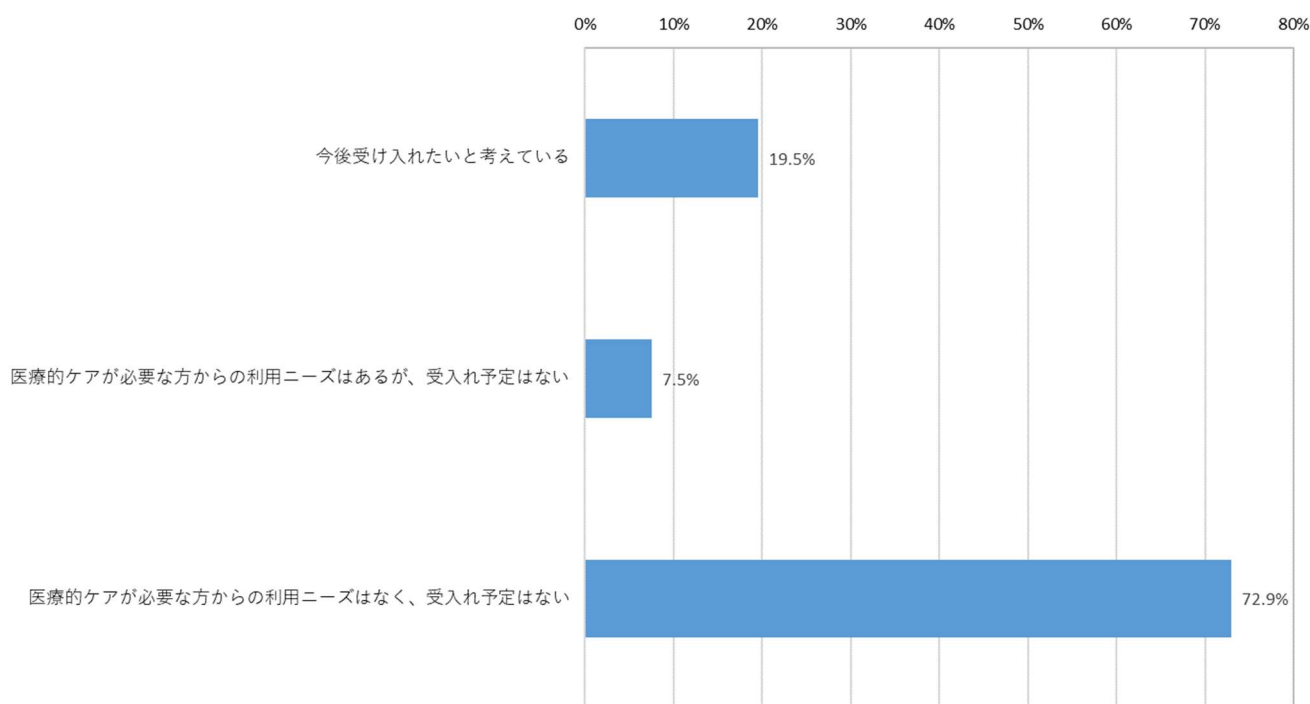
回答数 199(生活介護 72、短期入所 65、共同生活援助 79、日中一時支援 46)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問18. 今後、医療的ケアが必要な方を受け入れる予定(最も当てはまるものを一つ選択・医療的ケアが必要な方を受け入れていない事業所)

「医療的ケアが必要な方からの利用ニーズはなく、受入れ予定はない」の割合が 72.9%と最も高くなっています。

「今後受け入れたいと考えている」と回答しているのは生活介護8事業所、短期入所 12 事業所、共同生活援助 12 事業所、日中一時支援 3 事業所(1事業所が複数サービスを行う場合があるため、重複あり。)

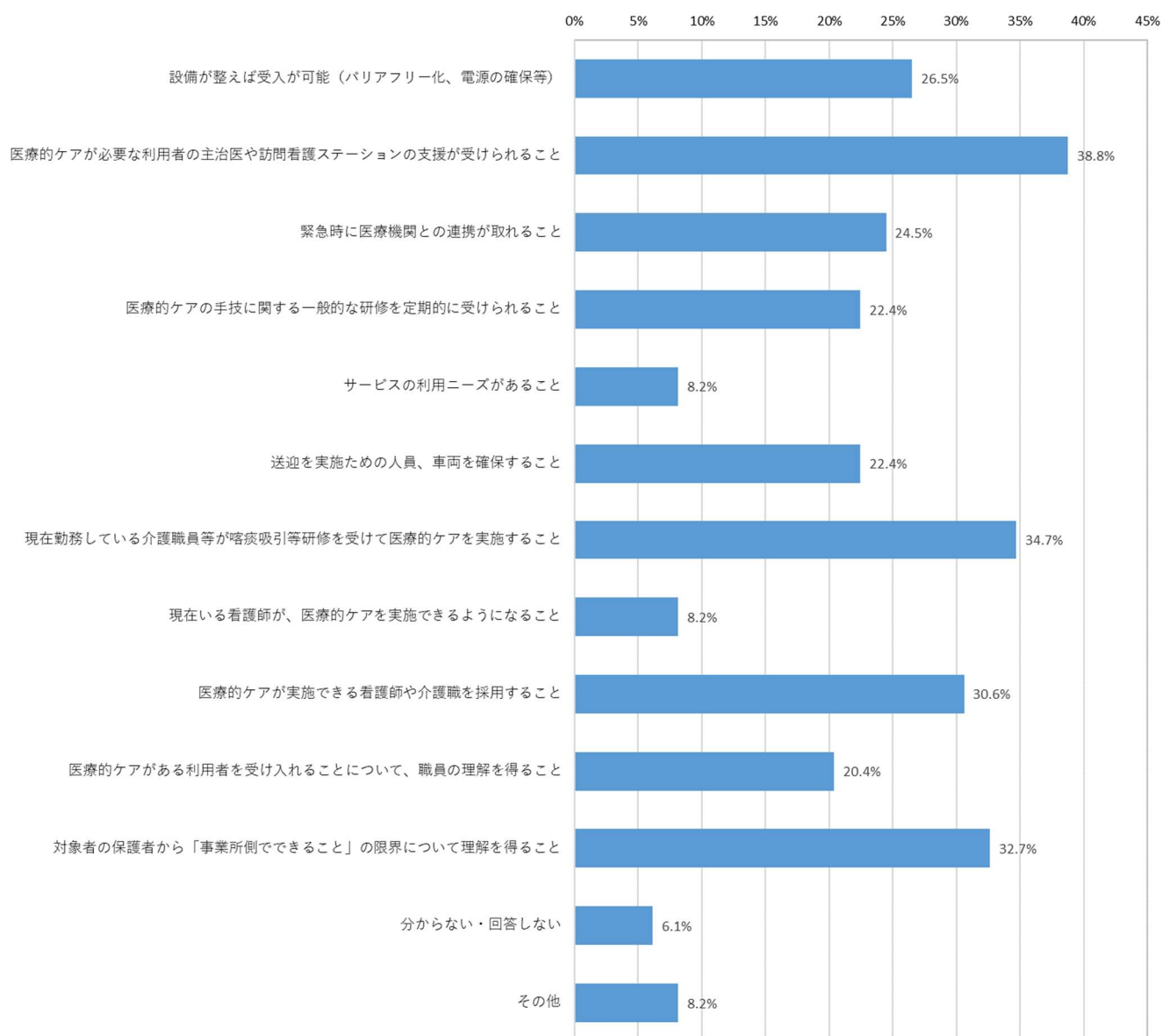


回答数 133(生活介護 36、短期入所 41、共同生活援助 68、日中一時支援 23)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問19. 受け入れ可能となる条件(複数選択可・医療的ケアが必要な方を受け入れていない事業所)

「医療的ケアが必要な利用者の主治医や訪問看護ステーションの支援が受けられること」の割合が 38.8%と最も高く、次いで「現在勤務している介護職員等が喀痰吸引等研修を受けて医療的ケアを実施すること」の割合が 34.7%となっています。

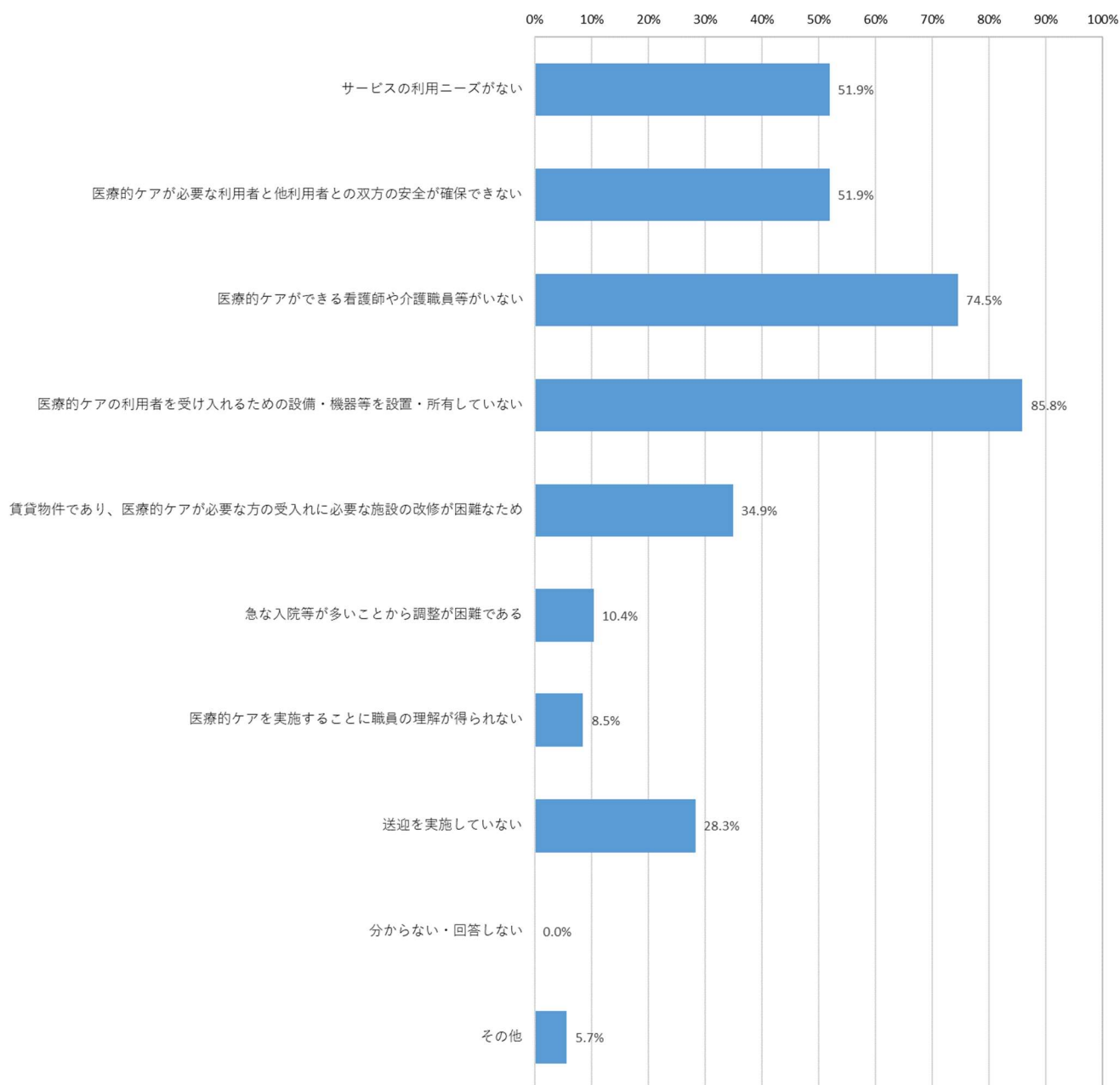


回答数 49(生活介護 10、短期入所 14、共同生活援助 15、日中一時支援 5)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問20. 受入れを行わない理由(複数選択可・医療的ケアが必要な方を受け入れていない事業所)

「医療的ケアの利用者を受け入れるための設備・機器等を設置・所有していない」の割合が85.8%と最も高く、次いで「医療的ケアができる看護師や介護職員等がない」の割合が74.5%となっています。

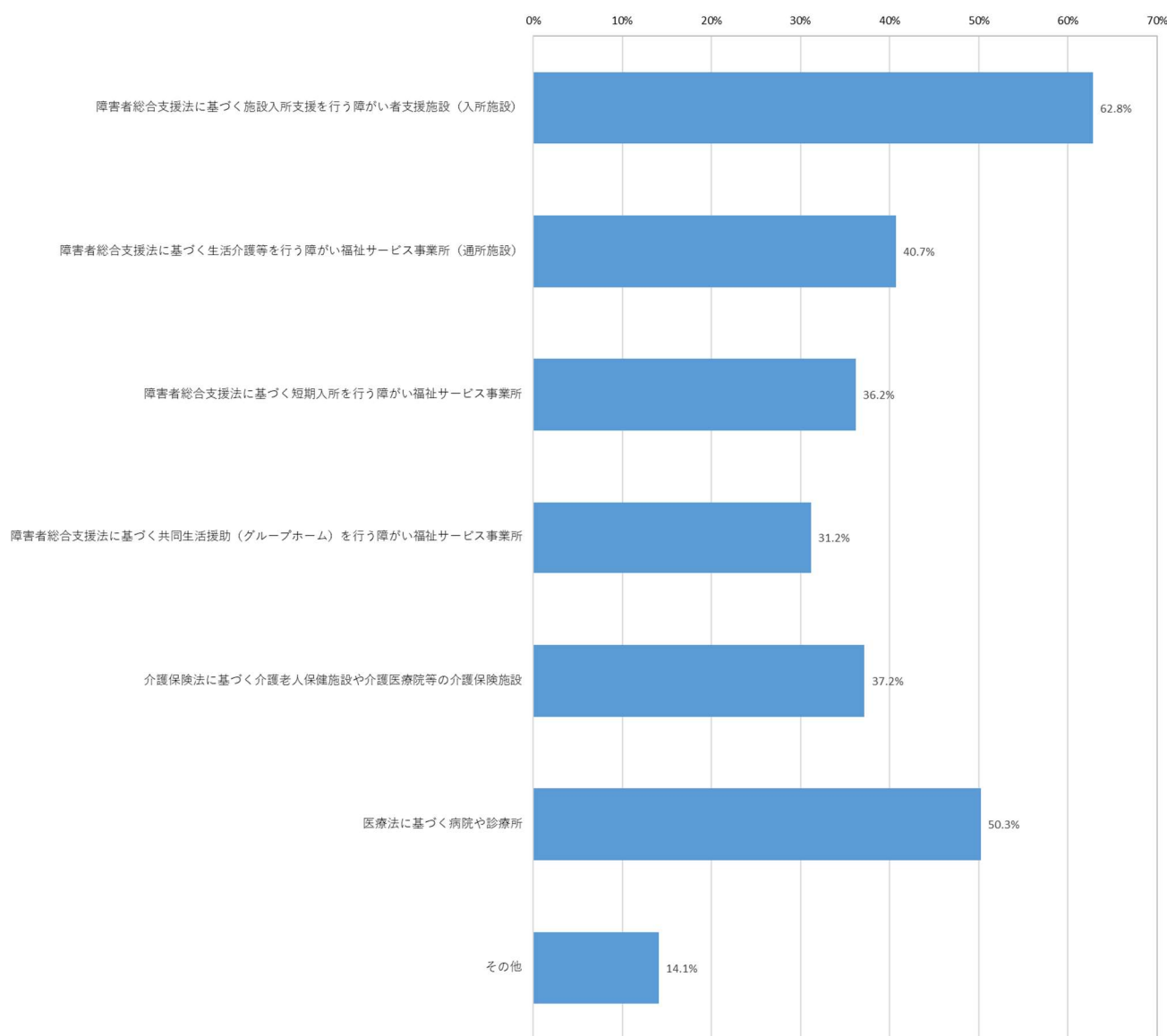


回答数 106(生活介護 27、短期入所 28、共同生活援助 56、日中一時支援 21)

※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

**問21. 医療的ケアが必要な方の受入れ施設として、どのような施設が担うべきと考えますか
(複数選択可・全事業所)**

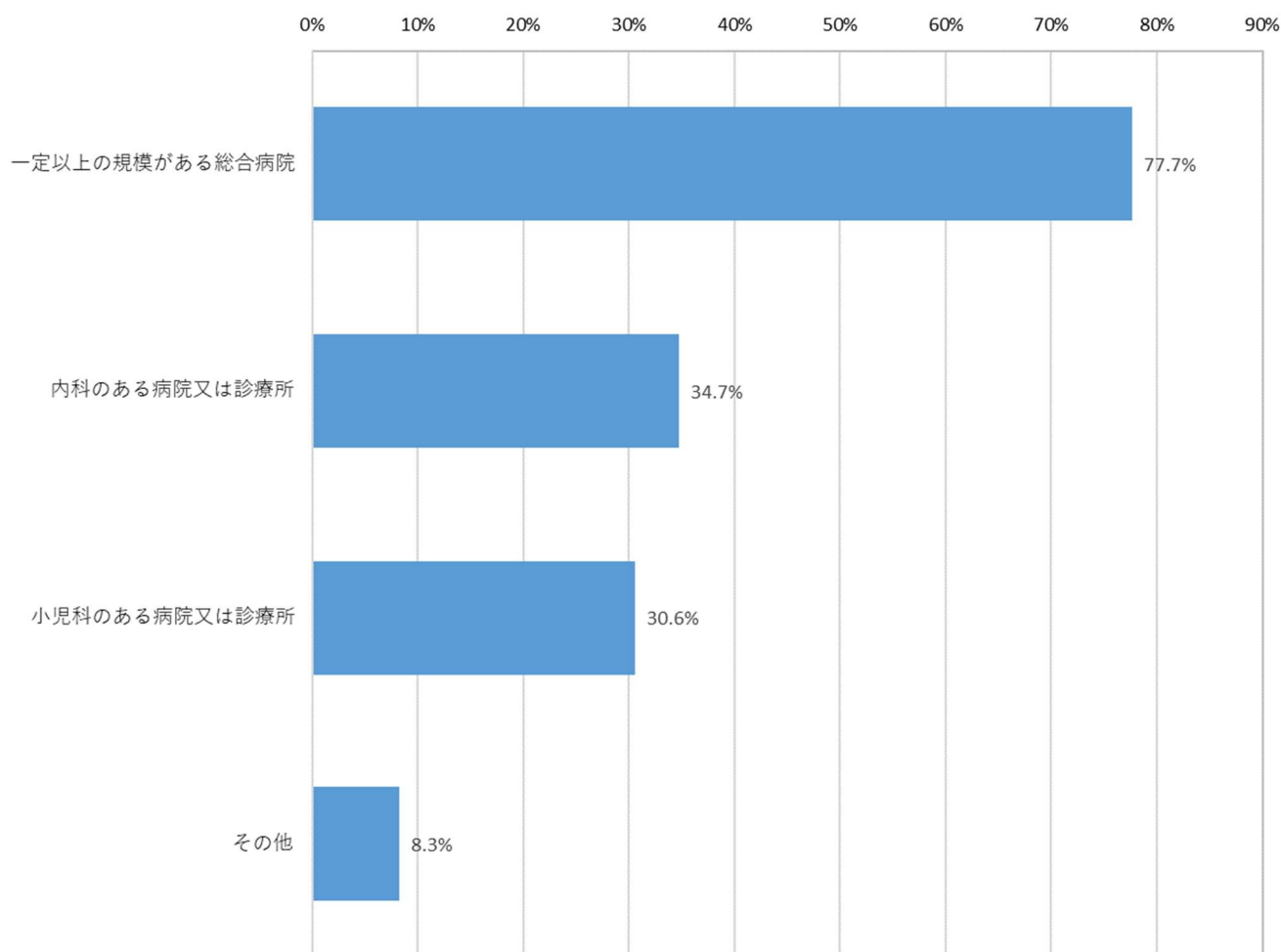
「障害者総合支援法に基づく施設入所支援を行う障がい者支援施設(入所施設)」の割合が 62.8%と最も高く、次いで「医療法に基づく病院や診療所」の割合が 50.3%となっています。



回答数 199(生活介護 71、短期入所 65、共同生活援助 80、日中一時支援 46
※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。

問22. 医療的ケアが必要な方の受入れを担うべき医療機関はどのような医療機関であると考えますか(複数選択可・全事業所)

「一定以上の規模がある総合病院」の割合が 77.7%と最も高くなっています。



回答数 121(生活介護 44、短期入所 44、共同生活援助 51、日中一時支援 27)
 ※一事業所が複数サービスを行う場合があるため、回答数とは一致しない。)】

(2)ヒアリング

メール調査で回答のあった事業所のうち、10 事業所へ訪問によるヒアリング調査を実施。

主な意見は下記の通り。

- ① 医療的ケアが必要な方を受け入れるようになった経緯 医療的ケアが必要な方の受け入れ状況
 - ・ヒアリングを行った 10 事業所のうち、医療的ケアが必要な方を受け入れているのは 8 事業者。受け入れていないのが 2 事業所(生活介護・短期入所、共同生活援助)。
 - ・医療的ケアが必要な障がい児・者として受け入れているのは、大学病院の NICU 退院後の障がい児や、特別支援学校卒業後多くの施設で受入れを拒まれた障がい者など、0 歳～64 歳までの重度の障がい児・者が多くを占める。
- ② 医療的ケアが必要な方を受け入れるために必要な備品購入や設備改修に対する支援
 - ・ほとんどの事業所が備品購入や設備改修に対する支援を活用したいと答えている。
 - ・備品としては消耗品の他に最新の吸入器、移乗に使うスライディングボード、特に重度の医療的ケアが必要な方を預かる事業所の場合は、医療ケアに不可欠な高額医療機器が故障した際の修理代(購入代)の補助が望まれている。
- ③ 医療的ケアが必要な方の受入れ、施設拡充が促進に向けて、国県市などからの支援と要望
 - ・報酬や経営に関する支援が最も多く望まれている。
 - ・加算や加配、報酬上乘せではなく、基本報酬自体の底上げが要望されている。
- ④ 専門職(看護職員)配置のための工夫
 - ・医療的ケアが必要な方の短期入所では、夜勤の看護師は、1 名配置という事が非常にストレスフルで、定着せずに離職してしまう事が、悩みの種となっている。
 - ・送迎時は看護師が付き添い、施設内が手薄となるため、緊急事態に備えての態勢が取りにくいという不安もあがっている。
- ⑤ 福祉職の研修(喀痰吸引等)について
 - ・1 号研修(喀痰吸引・経管栄養)を受け、喀痰吸引などの医療的ケアを積極的に実施しているのは 10 事業所のうち 1 事業所のみ。
 - ・研修を受けた職員がいても、医療的ケアは看護師のみが行っている。その理由としては、いざ実践する際に「自信がない」、「責任が取れない」、「怖い」、「保護者から信頼を得られない」などが上がり、実践に至るまでのモデル不足、看護師による現場での指導が行える余裕がないなどの意見が上がっている。

⑥ 医療的ケアが必要な利用者で受入れが難しい方

- ・人員やスペース的な限界があり、現在の看護師の配置数や経営的な問題から考えると、新規での受入は難しい。
- ・医療的ケアが必要な利用者で受入れが難しい方はいないが、医療的ケアが必要な方の生命を脅かす(例えば、医療的ケア利用者が装着している医療器具を触ったり、管を抜いたり、奇声をあげて安眠を妨害する、物を投げる、壊すなどの「動き回れる」)方の受入れは難しいという話が上がっている。

⑦ 医療的ケアが必要な方が利用する施設として災害に備えての工夫

- ・年に数回の避難訓練は全事業者で行われている。時間帯を変えて、利用者の属性別になど、災害を想定した避難訓練が行われている。河川が近い場所では、垂直避難の練習等も行っているが、いざ災害が起きた時への対応に不安を感じている事業者は多い。

3. 調査票

調査票	
【本調査について】	
1. 調査の趣旨	福岡市においては、医療的ケアが必要な方や重症心身障がい者などの重度障がい者による障がい福祉サービスの利用ニーズが高まっている一方で、医療的ケアが必要な方の日中活動の場である生活介護や、一時的に預けることができる短期入所等において、医療的ケアが必要な方を受け入れることができる事業所が不足しているという現状があります。 そのため、福岡市における医療的ケアが必要な方の受入れができる事業所を拡大に向けた効果的な方策を検討するにあたり、各障がい福祉サービス事業所等における医療的ケアが必要な方の受入実態の現状について調査を行うものです。
2. 調査対象	福岡市内で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく生活介護、短期入所、共同生活援助、日中一時支援を提供する事業所
3. 調査内容	医療的ケアが必要な方の受入実態
4. 調査実施法人	株式会社プリミティブ・ドライブ 〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目8-18 天神パークビル7階
5. 回答期限	<u>令和5年10月20日(金)</u>
6. 回答方法	当該調査票に入力上、株式会社プリミティブ・ドライブ宛に提出 メールの返信先：jigyosho-chosa@primitive-drive.co.jp ファックスの返信先：092-735-1093
7. 問い合わせ先	(1) 調査全般に関すること 福岡市 福祉局 障がい者部 障がい福祉課 指定指導第1係 吉田・小原 電話：092-711-4249、ファックス：092-711-4818 メール：syougai-gyomukanri@city.fukuoka.lg.jp (2) 調査の内容及び回答方法等に関すること 株式会社プリミティブ・ドライブ 電話：092-735-1077、ファックス：092-735-1093 メール：jigyosho-chosa@primitive-drive.co.jp

【回答要領】

問 1 及び問 2 は全事業所ご回答いただき、問 3 以降については問 2 の回答内容に応じて該当箇所を回答してください。

※事業所単位で回答してください。

※本調査の対象サービスは生活介護、短期入所、共同生活援助、日中一時支援であるため、当該サービスを行う事業所として回答してください。

例 1) 1 事業所で生活介護、短期入所、日中一時支援を行っている場合は問 1 (3) サービス種別欄には「生活介護・短期入所・日中一時支援」と記入し、問 1 (2) 事業所番号欄には本体施設の事業所番号を記入してください。問 2 以降は生活介護及び短期入所を合算した回答してください。

例 2) 1 事業所で放課後等デーサービス、日中一時支援を行っている場合は問 1 (3) サービス種別欄には「日中一時支援」と記入し、問 1 (2) 事業所番号欄には日中一時支援の事業所番号を記入してください。

例 3) 共同生活援助を行う事業所が併設型や空床利用型で短期入所を行っている場合は問 1 (3) サービス種別欄には「共同生活援助・短期入所」と記入し、問 1 (2) 事業所番号欄には共同生活援助及び短期入所の事業所番号を共に記入してください。

【用語解説】

〈参考〉医療的ケアが必要な方とは

人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー（ネーザルハイフロー）間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置（カフアシストやコンフォートカフ等）、高頻度胸壁振動装置（スマートベスト等））、気管切開の管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、吸引（口鼻腔内、気管内）、ネブライザーの管理、経管栄養（経鼻胃管、胃ろう、経鼻腸管、経胃ろう腸管、腸ろう、食道ろう、持続経管注入ポンプ使用）、中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）、皮下注射（インスリン、麻薬等の注射含む、持続皮下注射ポンプの使用）、血糖管理（定時血糖測定、持続血糖測定、埋め込み式血糖測定）、継続的な透析（血液透析、腹膜透析）、導尿（間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱ろう、腎ろう、尿路ストーマ））、排便管理（消化管ストーマ、摘便、洗腸、浣腸）、痙攣時の対応（座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置）

〈参考〉重症心身障がい児・者とは

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態

問1. 事業所情報

(1) 事業所名	
(2) 事業所番号	
(3) サービス種別	1. 生活介護 2. 短期入所 3. 共同生活支援 4. 日中一時支援
(4) 電話番号	()
(5) 担当者名	
(6) 契約者数	人 (令和5年8月1日時点)

問2. 医療的ケアが必要な方（児・者）の受入れ状況利用実績（最も当てはまるものを一つ選択）

- 1 ☐ 主として障がい児を受け入れている → 問3～17・21・22を回答
- 2 ☐ 主として障がい者を受け入れている → 問3～17・21・22を回答
- 3 ☐ 障がい者、障がい児を共に受け入れている → 問3～17・21・22を回答
- 4 ☐ 現在は受け入れていないが、障がい児に対応可能 → 問3～17・21・22を回答
- 5 ☐ 現在は受け入れていないが、障がい者に対応可能 → 問3～17・21・22を回答
- 6 ☐ 現在は受け入れていないが、障がい児、障がい者共にに対応可能
→ 問3～17・21・22を回答
- 7 ☐ 受け入れていない → 問13～22を回答

問3. 事業所で対応可能な医療的ケアの状況（複数選択可）

- 1 ☐ 人工呼吸器の管理
- 2 ☐ 気管切開の管理
- 3 ☐ 鼻咽頭エアウェイの管理
- 4 ☐ 酸素療法
- 5 ☐ 吸引（口鼻腔、気管内）
- 6 ☐ ネブライザーの管理
- 7 ☐ 経管栄養（経鼻胃管、胃ろう、経鼻腸管、経胃ろう腸管、腸ろう又は食道ろう）
- 8 ☐ 経管栄養（持続経管注入ポンプ使用）
- 9 ☐ 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）
- 10 ☐ 皮下注射（インスリン、麻薬等含）
- 11 ☐ 皮下注射（持続皮下注射ポンプの使用）
- 12 ☐ 血糖測定（持続血糖測定を含む。埋め込み式血糖測定以外）
- 13 ☐ 血糖測定（埋め込み式血糖測定による）
- 14 ☐ 継続的な透析（血液透析、腹膜透析）
- 15 ☐ 間欠的導尿（間隔をあけて実施する導尿）
- 16 ☐ 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱ろう、腎ろう又は尿路ストーマ）
- 17 ☐ 排便管理（消化管ストーマ）
- 18 ☐ 排便管理（摘便又は洗腸）
- 19 ☐ 排便管理（浣腸）
- 20 ☐ 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置
- 21 ☐ 分からない・回答しない

問4. 医療的ケアが必要な方の人数（令和5年8月サービス提供における実人数を回答）（最も当てはまるものを一つ選択）

- 1 ☐ 0人
- 2 ☐ 1人
- 3 ☐ 2人
- 4 ☐ 3人
- 5 ☐ 4、5人
- 6 ☐ 6～10人
- 7 ☐ 11～15人
- 8 ☐ 16～20人
- 9 ☐ 21人以上

問5. 医療的ケアが必要な方はどのような目的で事業所を利用しているか。(複数回答可)

- 1 ☐ 日中、家に介護者がおらず、入浴や食事などの日常生活を送るために障がい福祉サービス等を利用している
- 2 ☐ 利用者本人の生命維持（医療的ケア）のために、障がい福祉サービス等を利用している
- 3 ☐ 介護者のレスパイトのために、短期入所事業所等を利用している
- 4 ☐ その他（ ）

問6. 【問4で1人以上と回答した事業所】医療的ケアが必要な利用者のうち、重症心身障がいの方（最も当てはまるものを一つ選択）

- 1 ☐ 0人
2 ☐ 1人
3 ☐ 2人
4 ☐ 3人
5 ☐ 4、5人
6 ☐ 6~10人
7 ☐ 11~15人
8 ☐ 16~20人
9 ☐ 21人以上

問7. 【問4で1人以上と回答した事業所】利用者のうち、職員の補助なく自分で医療的ケアができる方（最も当てはまるものを一つ選択）

- 1 ☐ 0人
2 ☐ 1人
3 ☐ 2人
4 ☐ 3人
5 ☐ 4、5人
6 ☐ 6~10人
7 ☐ 11~15人
8 ☐ 16~20人
9 ☐ 21人以上

※重症心身障がい児・者とは、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態のことをいう。

問8. 【問4で1人以上と回答した事業所】利用者自身では医療的ケアが必要な時に申し出ることができず、職員が利用者の状態を常時観察する必要がある利用者（最も当てはまるものを一つ選択）

- 1 ☐ 0人
- 2 ☐ 1人
- 3 ☐ 2人
- 4 ☐ 3人
- 5 ☐ 4、5人
- 6 ☐ 6～10人
- 7 ☐ 11～15人
- 8 ☐ 16～20人
- 9 ☐ 21人以上

問9. 医療的ケアを実施している職員（複数選択可）

- 1 ☐ 医師（嘱託医等）
- 2 ☐ 看護師（常勤職員として事業所に配置）
- 3 ☐ 看護師（非常勤職員として事業所に配置）
- 4 ☐ 看護師（医療機関等からの訪問（医療連携体制加算等））
- 5 ☐ 介護福祉士
- 6 ☐ 喀痰吸引等研修受講者
- 7 ☐ 分からない・回答しない
- 8 ☐ その他（ ）

問10. 医療的ケアを実施している職員の対応状況（最も当てはまるものを一つ選択）

- 1 ☐ 看護師資格や介護福祉士等の資格を有しない生活支援員が対応している
- 2 ☐ 介護福祉士等の資格を有する生活支援員が対応している
- 3 ☐ 喀痰吸引や経管栄養を除く医療的ケアは看護師などの看護職員が対応している
- 4 ☐ 喀痰吸引等研修を受講している職員が配置されておらず、全ての医療的ケアは看護師などの看護職員が対応している
- 5 ☐ 喀痰吸引等研修を受講している職員が配置されているが、全ての医療的ケアは看護師などの看護職員が対応している
- 6 ☐ 分からない・回答しない
- 7 ☐ その他（ ）

問11. 医療的ケアが必要な方を受け入れるにあたって、医療機関との連携が取れているか（複数回答可）

- 1 ☐ 必要に応じて医師が往診する
- 2 ☐ 必要に応じてかかりつけ医などに搬送して受診する
- 3 ☐ 救急入院により対応
- 4 ☐ 医療機関からの看護師の派遣により対応
- 5 ☐ その他（ ）

問12. 医療的ケアの提供にあたり工夫していること（複数選択可）

- 1 ☐ 医療的ケアが必要な利用者の家族への具体的ケア等の聞き取り
- 2 ☐ 医療的ケアが必要な利用者の主治医への具体的ケア等の聞き取り
- 3 ☐ 医療的ケアが必要な利用者が利用する訪問看護ステーションへの具体的ケア等の聞き取り
- 4 ☐ 医療的ケアが必要な利用者が利用する障がい福祉サービス事業所（又は支援施設）への具体的ケア等の聞き取り
- 5 ☐ 利用者の個別具体的な医療的ケアを含んだ個別支援計画やカルテ等を作成している
- 6 ☐ 利用者ごとの医療的ケア実施手順書を作成している
- 7 ☐ 医療的ケアが必要な利用者がある場合、配置できる看護職員を雇用している。
- 8 ☐ 医療的ケアが必要な利用者がある場合、訪問看護ステーション等からの訪問による看護職員を配置することができる
- 9 ☐ 医療的ケアが必要な利用者への対応時に、医療的ケアの方法が分からなくなった場合は、その場で主治医や訪問看護師等に確認できる体制を作っている
- 10 ☐ 医療的ケアに係るヒヤリハット等を職員同士で情報共有や話し合いができる環境がある
- 11 ☐ モデル人形の準備等、職員が手技を練習できる環境がある
- 12 ☐ 送迎の実施
- 13 ☐ 医療的ケアに関する研修に職員が参加できる環境を整えている
- 14 ☐ 医療機器の業者を招いた勉強会の機会がある
- 15 ☐ 医療的ケアが必要な利用者を受け入れている事業所と情報交換できる機会がある
- 16 ☐ 災害時に備え避難訓練を実施している
- 17 ☐ 緊急時の対応について、主治医、訪問看護師、家族等と情報共有している
- 18 ☐ 医療的ケアが必要な方に関する事故等に備え、保険に加入している
- 19 ☐ 分からない・回答しない
- 20 ☐ その他（ ）

問13. 令和4年度における医療的ケアが必要な方、重要心身障がい児・者の利用お断りの件数
(最も当てはまるものを一つ選択)

- 1 ☐ 問い合わせなし
- 2 ☐ 0件
- 3 ☐ 1～5件
- 4 ☐ 6～10件
- 5 ☐ 11～15件
- 6 ☐ 16～20件
- 7 ☐ 21件以上

問14. 【問13でお断り件数を1件以上と回答した事業所】利用を断った主な理由(最も当てはまるもの一つを選択)

- 1 ☐ 人員配置上受入が困難
- 2 ☐ 設備上受入が困難
- 3 ☐ 報酬面により受入が困難
- 4 ☐ 分からない・回答しない
- 5 ☐ その他 ()

問15. 【問13でお断り件数を1件以上と回答した事業所】利用を断った際の対応(複数選択可)

- 1 ☐ 基幹相談支援センターを紹介している
- 2 ☐ 市内の他事業所を紹介している
- 3 ☐ 市外の他事業所を紹介している
- 4 ☐ 基幹相談支援センターや他事業所の紹介はしていない
- 5 ☐ その他 ()

問16. 医療的ケアを提供する上での課題（複数選択可）

- 1 ☐ 医療的ケアが必要な利用者の体調管理や緊急時対応ができるか不安である
- 2 ☐ 医療的ケアの手技等が正しく行えているか不安である
- 3 ☐ 医療的ケアが必要な利用者側のニーズに対して対応できないケアや支援内容がある
- 4 ☐ 医療的ケアが必要な方の利用ニーズはあるが、職員数が少ないためこれ以上の数を受け入れるのは難しい
- 5 ☐ 医療的ケアが必要な方の利用ニーズはあるが、利用者の利用日が重複するためこれ以上の数を受け入れるのは難しい
- 6 ☐ 医療的ケアの対応が不要な利用者とは比べると、利用日数や回数を制限せざるを得ない
- 7 ☐ 医療的ケアを実施できる職員の確保が難しい
- 8 ☐ 送迎を実施できない。
- 9 ☐ 喀痰吸引等研修を受講している職員がいない
- 10 ☐ 医療的ケアの利用者を受け入れるための設備・機器等を設置・所有していない（又は不足している）
- 11 ☐ 医療的ケアが必要な利用者の急なキャンセルが多く、調整に苦労する
- 12 ☐ 現在の報酬体系では医療的ケアが必要な利用者の受入に必要費用（人件費、設備費、光熱水費等）を賄えない。
- 13 ☐ 特に課題はない
- 14 ☐ 分からない・回答しない
- 15 ☐ その他（ ）

問17. 医療的ケアが必要な方を受け入れる事業所が増えるために行政において必要な取組み（複数選択可）

- 1 ☐ 医療的ケアが必要な方に関する相談ができる窓口
- 2 ☐ 医療的ケアが必要な方の支援に関する研修の実施
- 3 ☐ 医療的ケアが必要な方に関する情報を得ることができるホームページ
- 4 ☐ 医療的ケア児コーディネーターを中心とした関係機関の連携の推進
- 5 ☐ 医療的ケア受入事業所間で情報交換等ができる場の設置
- 6 ☐ 看護師等の派遣
- 7 ☐ 手技練習するためのモデル人形等の貸出
- 8 ☐ 分からない・回答しない
- 9 ☐ その他（ ）

問18. 【問2で「受け入れていない」と回答した事業所】今後、医療的ケアが必要な方を受け入れる予定（最も当てはまるものを一つ選択）

- 1 ☐ 今後受け入れたいと考えている
- 2 ☐ 医療的ケアが必要な方からの利用ニーズはあるが、受入れ予定はない
- 3 ☐ 医療的ケアが必要な方からの利用ニーズはなく、受入れ予定はない

問19. 【問18で「今後受け入れたいと考えている」と回答した事業所】受け入れ可能となる条件（複数選択可）

- 1 ☐ 設備が整えば受入が可能（バリアフリー化、電源の確保等）
- 2 ☐ 医療的ケアが必要な利用者の主治医や訪問看護ステーションの支援が受けられること
- 3 ☐ 緊急時に医療機関との連携が取れること
- 4 ☐ 医療的ケアの手技に関する一般的な研修を定期的に受けられること
- 5 ☐ サービスの利用ニーズがあること
- 6 ☐ 送迎を実施ための人員、車両を確保すること
- 7 ☐ 現在勤務している介護職員等が喀痰吸引等研修を受けて医療的ケアを実施すること
- 8 ☐ 現在いる看護師が、医療的ケアを実施できるようになること
- 9 ☐ 医療的ケアが実施できる看護師や介護職を採用すること
- 10 ☐ 医療的ケアがある利用者を受け入れることについて、職員の理解を得ること
- 11 ☐ 対象者の保護者から「事業所側でできること」の限界について理解を得ること
- 12 ☐ 分からない・回答しない
- 13 ☐ その他（ ）

問20. 【問18で「受入れ予定はない」と回答した事業所】受入れを行わない理由（複数選択可）

- 1 ☐ サービスの利用ニーズがない
- 2 ☐ 医療的ケアが必要な利用者と他利用者との双方の安全が確保できない
- 3 ☐ 医療的ケアができる看護師や介護職員等がいらない
- 4 ☐ 医療的ケアの利用者を受け入れるための設備・機器等を設置・所有していない
- 5 ☐ 賃貸物件であり、医療的ケアが必要な方の受入れに必要な施設の改修が困難なため
- 6 ☐ 急な入院等が多いことから調整が困難である
- 7 ☐ 医療的ケアを実施することに職員の理解が得られない
- 8 ☐ 送迎を実施していない
- 9 ☐ 分からない・回答しない
- 10 ☐ その他（ ）

問21. 医療的ケアが必要な方の受入れ施設として、どのような施設が担うべきと考えますか。

- 1 ☐ 障害者総合支援法に基づく施設入所支援を行う障がい者支援施設（入所施設）
- 2 ☐ 障害者総合支援法に基づく生活介護等を行う障がい福祉サービス事業所（通所施設）
- 3 ☐ 障害者総合支援法に基づく短期入所を行う障がい福祉サービス事業所
- 4 ☐ 障害者総合支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）を行う障がい福祉サービス事業所
- 5 ☐ 介護保険法に基づく介護老人保健施設や介護医療院等の介護保険施設
- 6 ☐ 医療法に基づく病院や診療所
- 7 ☐ その他（ ）

問22. 【問21で「医療法に基づく病院や診療所」と回答した事業所】 医療的ケアが必要な方の受入れを担うべき医療機関はどのような医療機関と考えますか。

1 ☐ 一定以上の規模がある総合病院

2 ☐ 内科のある病院又は診療所

3 ☐ 小児科のある病院又は診療所

4 ☐ その他（ ）

※診療所とは病床を有さないもの又は19床以下の病床を有するもののことをいう。

令和 5 年度福岡市医療的ケアが必要な方の受入実態調査結果報告書
令和 5 年 12 月

発 行 福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課
〒810-8620 福岡市中央区天神1－8－1
電 話 (092)711-4249
F A X (092)711-4818